

# 長野県食育推進計画

## (第2次)

平成25年(2013年)3月

長野県

# 長野県食育推進計画（第2次）

## 目 次

### 第1章 計画の基本事項

第1節	計画策定の趣旨	2
第2節	計画の性格	2
第3節	計画の基本方針	2
第4節	計画の期間	3
第5節	取り上げる指標の設定	3
第6節	計画の推進、進捗管理・評価	4～6

### 第2章 食育をめぐる現状と課題

第1節	信州の食を育む環境づくり	8～13
第2節	未来を担う子どもの食育	14～20
第3節	健康づくりと食育	21～26
第4節	信州の食の理解と継承	27～30

### 第3章 食育推進の基本理念と目指すべき姿

第1節	基本理念	32
第2節	基本分野と目指すべき姿	33

### 第4章 食育の取組と指標・目標の設定

第1節	信州の食を育む環境づくり	36～39
第2節	未来を担う子どもの食育	40～44
第3節	健康づくりと食育	45～49
第4節	信州の食の理解と継承	50～54

### 第5章 「伝えよう、育てよう『信州の食』」（仮称）県民運動の展開

56～57

# 第1章 計画の基本事項

## 1 計画策定の趣旨

長野県は、県民一人ひとりが健全な食生活を実践するよう、家庭、学校、生産者、食育ボランティア、地域など様々な関係者の参画と協働のもとに幅広い食育に取り組むため、平成20年3月に平成20年度から平成24年度を計画の期間とする「長野県食育推進計画」を策定し、「信州の食で育む人づくり～健康長寿と豊かな人間形成～」を基本理念に、「未来を担う子どもの食育」、「健康長寿を実現する食育」、「信州の食の理解と継承」、「信州の食を育む環境づくり」の4つの基本目標を掲げ、様々な施策を展開してきました。

その結果、地域で食育活動に意欲的に取り組む食育ボランティア<sup>※</sup>の数の増加、保育所・幼稚園・小学校・中学校における計画的な食育の推進体制の整備により、毎日朝食を食べる児童・生徒の増加、学校給食への県産食材の供給組織数及び県産農産物利用率の増加など、食育の理解・周知は着実に進んでいます。

しかし、食塩摂取量が全国よりも多く、野菜摂取量が減少しているなどの食生活の課題に加え、高血圧症などの生活習慣病も多く、全国トップレベルの健康長寿を将来にわたって継承し、発展していくためには、こうした諸課題への対応が一層重みを増しています。

また、郷土食や伝統食の継承や食べ残しの減少など環境に配慮した取組なども求められているところです。

このような状況を踏まえ、本計画では一次計画の基本理念を引き継ぎ、基本理念実現のための4つの基本分野「信州の食を育む環境づくり」、「未来を担う子どもの食育」、「健康づくりと食育」、「信州の食の理解と継承」を設定し、現時点における食育の課題を踏まえ、その改善を図るため、最終的な「目指すべき姿」を明らかにするとともに、県民、関係機関・団体、長野県の役割を定め、関係者との連携のもと食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

## 2 計画の性格

この計画は、食育基本法第17条に規定された都道府県食育推進計画に位置付けています。

また、「長野県総合5か年計画」をはじめ、「信州保健医療総合計画」、「第2期長野県食と農業農村振興計画」及び「第2次長野県教育振興基本計画」等と整合性を図りながら、これらと一体的に食育を推進する計画です。

## 3 計画の基本方針

この計画を策定するにあたって、次の点を基本方針とします。

- (1) 長野県の食育推進の基盤とする。
- (2) 国が策定している第2次食育推進基本計画の基本的な取組方針を参考とする。
- (3) 県民、関係機関・団体の幅広い協力を得て策定・推進する。
- (4) 長野県の実情に即した計画とする。
- (5) 具体的な指標と目標を設定する。
- (6) 具体的な対策を記載する。
- (7) 関連する他の計画との整合を図る。

### ※食育ボランティア

食育の推進にあたって、地域に密着した活動を行うボランティア。食生活改善推進員や農村女性団体（農村女性ネットワークながの、長野県農村生活マイスター協会、JA長野県女性協議会等）の会員など、伝統的な食文化や郷土食の作り方、日本型食生活、地産地消など「食」に関する知識と経験を持ち、学校や地域での食育活動を、熱意を持って先進的に展開している方。

#### 4 計画の期間

平成 25 年度（2013 年度）を初年度とし、平成 29 年度（2017 年度）を目標年とする 5 か年計画です。

#### 5 取り上げる指標の設定

本計画で設定している「信州の食を育む環境づくり」、「未来を担う子どもの食育」、「健康づくりと食育」、「信州の食の理解と継承」の 4 つの分野において、それぞれの分野の最終的に「目指すべき姿」を明らかにした上で、そのために必要な「県民自らの取組」、さらには県民を支えるために必要な「関係機関・団体の取組」及び「長野県の取組」を記載します。

こうして記載することで、目的と手段をはっきり分けるとともに、実施者を明確にすることが可能となります。

区分	内容	指標の具体例
目指すべき姿	その分野で最終的に目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食育に関心のある県民の割合</li> <li>・毎日朝食を食べる児童・生徒の割合</li> <li>・主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合</li> <li>・食文化や地域の産物を使い、時には新しい料理を作っている県民の割合</li> </ul>
県民自らの取組	目指すべき姿の実現にむけ、県民自ら取組むことが望まれる取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食育ボランティア数</li> <li>・ひとり又は子どもだけで朝食を食べる児童生徒の割合</li> <li>・食塩摂取量</li> <li>・「おいしい信州ふーど(風土)」の認知度</li> </ul>
関係機関・団体の取組	目指すべき姿や県民自ら取組を支えるため、関係機関・団体の取組として期待されるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村食育推進計画の策定割合</li> <li>・食事バランスガイドや栄養成分表示などの表示をする飲食店の割合</li> <li>・学校給食での県産農産物利用率</li> </ul>
長野県の取組	目指すべき姿や県民自ら取組、関係機関・団体を支えるために行う長野県の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食を育む県民会議の開催</li> <li>・公立小・中・特別支援学校への栄養教諭の配置数</li> <li>・研修会の開催</li> <li>・信州の味コンクールの開催</li> </ul>

## 6 計画の推進、進捗管理・評価

### (1) 推進体制

県民を挙げての食育推進を図るため ※矢印は上位の目標の実現を支える取組等を表す  
てこの計画を推進・評価するとともに、同会議の構成団体は計画内容をそれぞれの取組に反映  
します。

「信州の食を育む県民会議」は、年1回以上開催します。

また、構成団体は、食育の推進に関連のある機関や団体に向けて、本計画の趣旨を踏まえた  
取組を実施していただくよう、さまざまな機会を通じて呼びかけていきます。

さらに、食育の推進に関係のある機関や団体が、県民の身近なところで連携して食育に取り  
組むため、県内10圏域に保健福祉事務所が設置している「地域連絡会議」などを活用し、地  
域ごとの実情に応じた取組の実践を進めます。

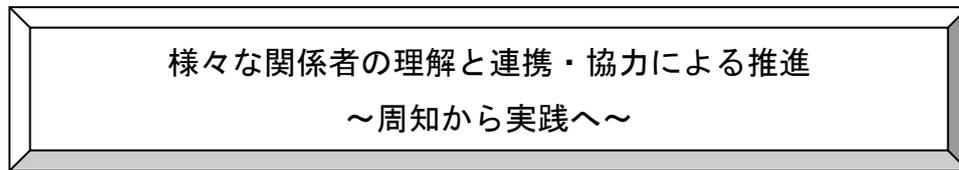
「地域連絡会議」は、年1回以上開催します。

表1 信州の食を育む県民会議構成団体名簿（平成24年12月現在）

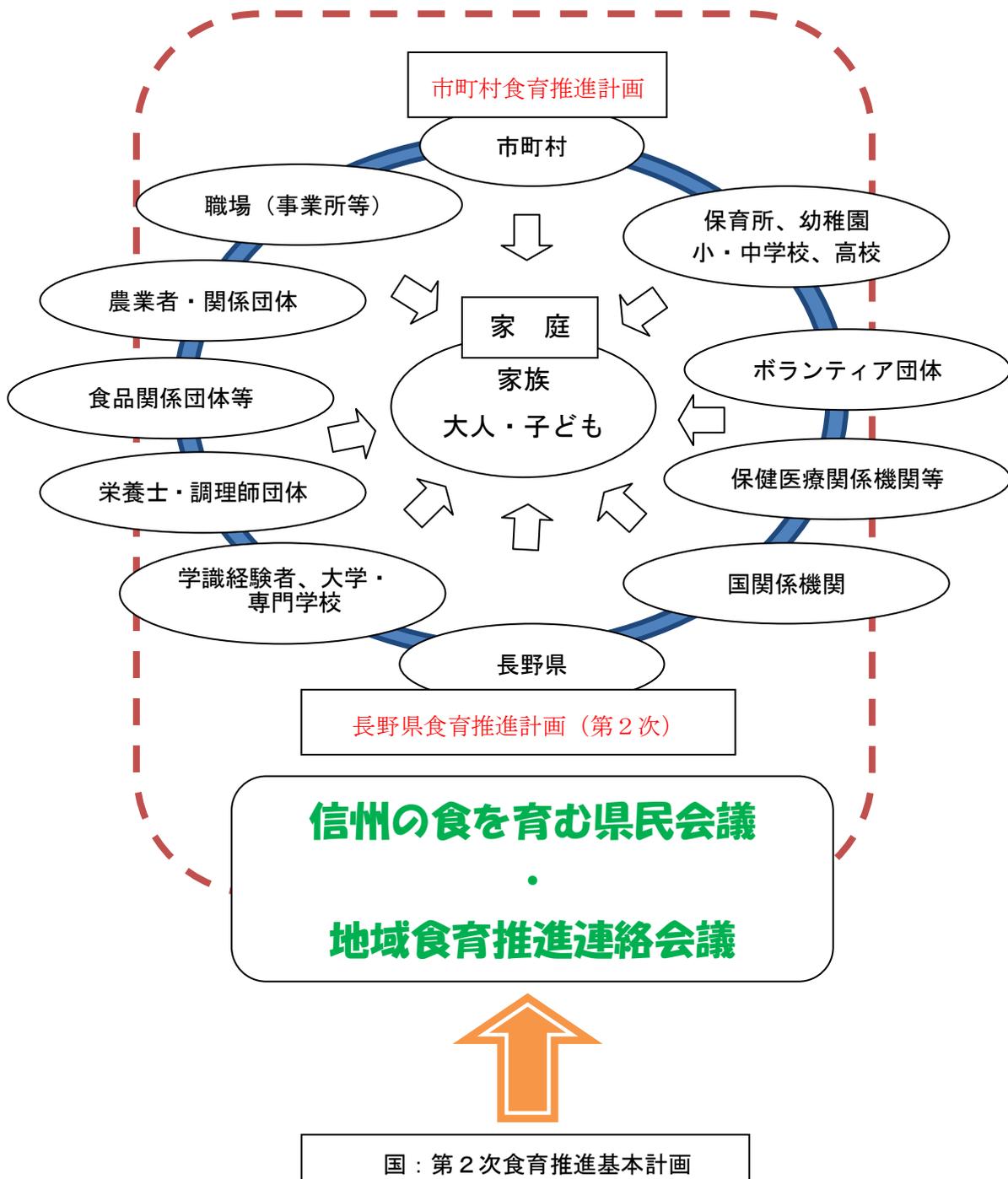
構成団体名			
医療・保健等関係	(社)長野県医師会	農業関係	長野県農業会議
	(社)長野県歯科医師会		長野県農業協同組合中央会
	(公社)長野県栄養士会		長野県農村文化協会
	(社)長野県調理師会		関東農政局長野地域センター
	(社)長野県食品衛生協会		市町村
長野県小学校長会	長野県町村会		
長野県中学校長会	長野県市町村教育委員会連絡協議会		
保育所・幼稚園・学校等関係	長野県高等学校長会	ティ ア 食育 ボ ラン	長野県食生活改善推進協議会
	長野県保育園連盟		農村女性ネットワークながの
	(社)長野県私立幼稚園協会		長野県農村生活マイスター協会
	長野県学校保健会栄養教諭・学校栄養職員部会	有識者	元長野県食育推進会議
	長野県PTA連合会	長野県	長野県教育委員会
	(財)長野県学校給食会		長野県
	消費者関係 流通	長野県スーパーマーケット連絡会	
長野県生活協同組合連合会			
長野県消費者の会連絡会			

図1 食育の推進体制

### 食育の推進体制



#### 【地 域】



## (2) 県民運動の推進

「信州の食を育む県民会議」の構成団体をはじめ、県内外の関係機関・団体は、それぞれの事業計画等に基づき、様々な機会を通じて県民に働きかけ、県民と共に食育を県民運動として展開していきます。

## (3) 食育の推進に関する県民の状況や関係機関・団体の取組に関する実態把握

本計画の策定にあたって、下記の調査や統計資料を活用して実態把握を行いました。  
今後これらの調査や統計資料の最新データ等を計画の進捗管理や評価等に活用します。

表2 食育の推進に関する県民の状況や関係機関・団体の取組に関する実態把握

調査・統計資料名	担当課等	備考
県民健康・栄養調査	健康福祉部健康長寿課	3年に1度実施
児童生徒の食に関する実態調査	教育委員会保健厚生課	3年に1度実施
長野県学校保健統計調査	〃	
食育推進計画等に関する調査	内閣府	毎年
都道府県別生命表	厚生労働省	5年毎に公表
人口動態統計	〃	
食育関係状況調査	関係各課	

## (4) 進捗管理・評価

事業等を通じて入手できる統計資料を十分に活用して、計画に記載されている指標の進捗状況を数値で把握するとともに、必要に応じてアンケート調査等により、取組の具体的な内容を確認します。

計画に記載されているそれぞれの取組や指標及び目標についての進捗管理や評価は、原則として毎年度実施し、必要があれば計画の修正を行います。

また、計画期間の終了に先立って、期間を通じた評価を実施し、次の計画策定に反映します。

## (5) 進捗状況・評価の公表

県は、計画の進捗状況や評価を「信州の食を育む県民会議」に報告するとともに、県ホームページ掲載等を通じて県民に公表します。

## 第2章 食をめぐる現状と課題

## 第1節 信州の食を育む環境づくり

### (1) 食育推進体制の構築

#### ① 信州の食を育む県民会議の設置

- 平成18年3月県議会が「長野県食と農業農村振興の県民条例」を制定しました。その中で食育の推進が謳われています。
- 条例制定後、県議会議員が主導となり、関係する機関・団体等も含めた「長野県食育推進会議」を設立（事務局：JA長野中央会）し、衛生部（現健康福祉部）、農政部、教育委員会も加わり、平成23年度までの長野県における食育推進の基盤となってきました。
- この間に長野県は、平成20年3月「長野県食育推進計画」を策定し、長野県食育推進会議と連携・協力して食育に取り組んできましたが、食育の推進を図るため、平成24年5月、長野県食育推進会議の趣旨と取組を引き継ぐ形で、新たに「信州の食を育む県民会議」を設置し、県民あがての食育の推進に努めているところです。

#### ② 信州の食を育む県民大会の開催

- 平成18年度から平成23年度まで、県民の食育への関心を高めるため、長野県食育推進会議の主催により、毎年県下各地で食育シンポジウムや研究大会を開催してきました。

表1 食育シンポジウム・研究大会の開催状況（長野県食育推進会議主催）

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
開催テーマ	早寝早起き 朝ごはん	野菜	伝統食	子どもの 食育“こめ”	子どもの 食育を給食 から考える	健康長寿を 支える 食生活
開催地	小谷村	川上村	飯山市	伊那市	塩尻市	佐久市
参加者	250人	800人	270人	600人	250人	300人

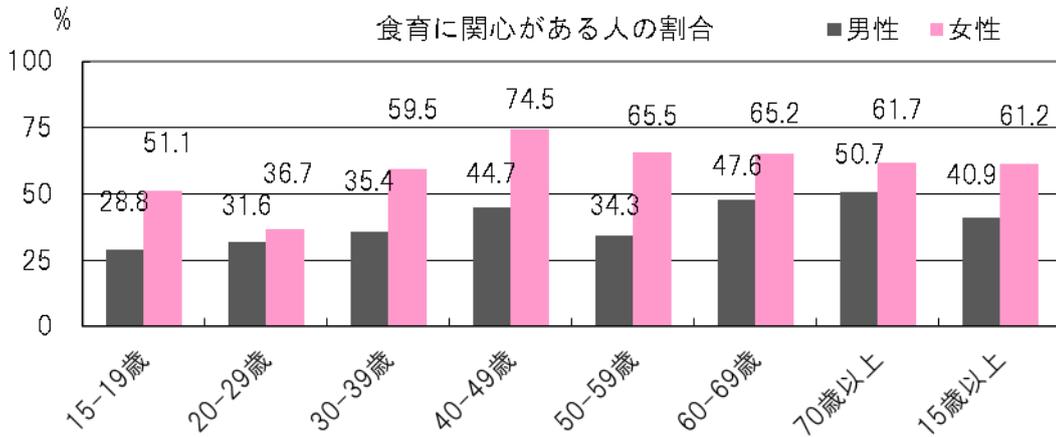
- 平成24年度には県主催により「信州の食を育む県民会議」の構成団体等の協力のもと、「第1回信州の食を育む県民大会」を長野市で開催し、375人の参加者が得られました。
- 県民の食育に対する理解が深まり、食育の取組が実践されるよう、地域の食育を推進する団体等と連携し、多くの県民が集う身近な県民大会としていくことが必要です。

## (2) 県民運動の展開

### ① 県民への普及啓発

- 15 歳以上の県民のうち、男性の約 4 割、女性の約 6 割が食育に関心をもっていますが、今後更に関心を高めていく必要があります。

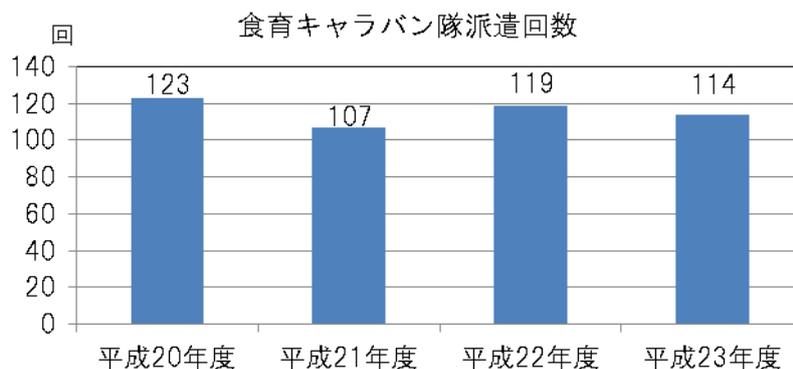
図1 食育に関心のある人の割合



(長野県「平成 22 年度県民健康・栄養調査報告」)

- 県民に食生活の改善を促すため、地域の食育ボランティアの協力を得ながら、保育園、小・中学校、高校、大学等へ「信州食育キャラバン隊」を派遣し、朝食の大切さやバランスの良い食生活などについて出前講座を行いました。

図2 食育キャラバン隊派遣状況



(長野県健康福祉部調べ)

- 国、県、市町村が連携し「食育月間」(6月)や「食育の日」(毎月19日)を活用した普及・啓発活動により、県民の食育への関心と理解の醸成に取り組みました。
- 県民の食生活の課題である「減塩する」、「野菜・果物を食べる」、「朝食を食べる」を広く周知し、改善を図るため、平成 23 年度から 8,700 余りの機関や団体と連携して「健康長寿ながの食育強化キャンペーン」を実施しました。
- 地域での食育活動の活性化を図るため、県下 10 圏域において「地域食育フォーラム」を開催し、先進的な食育活動等の発表と関係機関・団体の情報交換を行いました。

表2 地域食育フォーラムの開催状況

	平成20年度	21年度	22年度	23年度
回数	12回	12回	11回	12回
参加者数	1,570人	1,438人	1,699人	1,510人

(長野県健康福祉部調べ)

## ② 家庭における食育の推進

- 食に関する情報や知識、伝統や文化は、従来、家庭を中心に地域の中で共有され、世代を超えて受け継がれてきましたが、社会環境の変化や生活習慣の多様化等と合わせて、食に対する意識の希薄化が進む中で家庭における食育が難しくなっています。
- 家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図る共食は、食育の原点でもあり、家庭は子どもへの食育を推進していく大切な場であると考えられることから、家族との共食を可能な限り推進していく必要があります。
- 家族や友人等2人以上での食事、楽しい食事をする者\*の割合は朝食で男性の約6割、女性の約7割であり、夕食では男性約7割、女性約8割です。平成19年度と比べて平成22年度は減少傾向にあります。
- 男性では、朝食を家族や友人等2人以上で食べた場合、野菜の摂取量が増加する傾向があります。
- ライフスタイル、家庭の態様や家族関係の多様化により、食育の指導が難しい家庭もあるものの、家庭が子どもの健全な食生活の基礎を形成する場であることから、ボランティアや食育関係者の協力・支援を得ながら、家庭における食育を推進していく必要があります。

図3 家族や友人等2人以上での食事、  
楽しい食事をする者の割合(15歳以上)

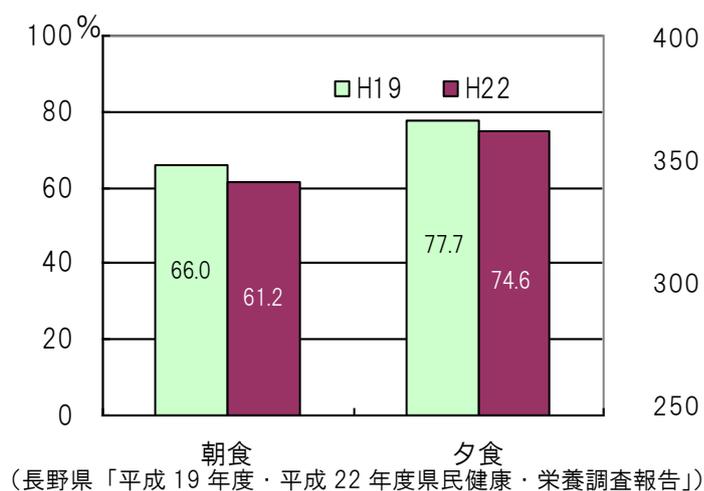
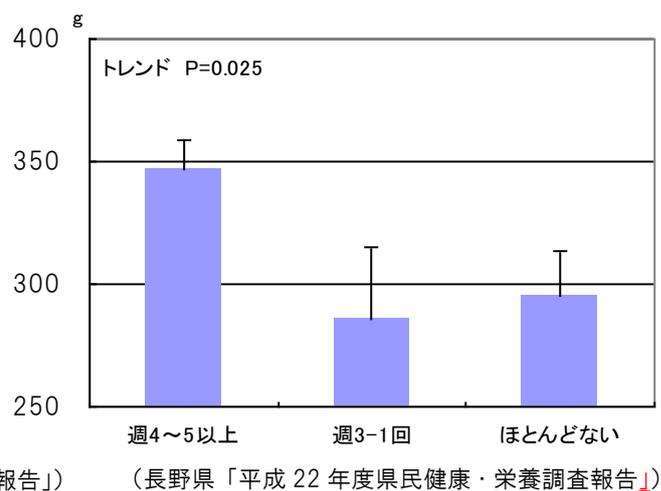


図4 朝食を家族や友人と一緒に食べる頻度別  
1日当たり野菜摂取量(20歳以上男性)



\*家族や友人2人以上で楽しい食事をする人：(平成22年度県民健康・栄養調査報告書より)

家族や友人と一緒に食事回数が1週間のうち「ほとんど毎日」または「4~5日」と回答し、かつ、家族や友人等と食べる食事が「楽しい」または「どちらかという楽しい」と回答した人

### ③ 食育の連携協力体制

- 関東農政局長野地域センターにおいて、食育活動を行う団体や個人のネットワークである「食育情報リンクネットながの<sup>※1</sup>」の事務局を担い、食育情報の発信支援や情報の提供を行っています。
- 飲食店や宿泊施設等と連携した取組として、平成22年度から「健康づくり」「地産地消・食文化の継承」「環境への配慮」の3つの取組を実践し、総合的に食育に取り組んでいる店舗等を「信州食育発信3つの星レストラン<sup>※2</sup>」として62店舗（平成25年1月9日現在）が登録しています。

また、地産地消の推進やHPによる「おいしい信州ふーどレシピ」等の情報発信など「おいしい信州ふーど(風土)<sup>※3</sup>」の取組を積極的に展開しました。

県民が普段の生活の中で、一人ひとりに適した食事の選択や、地産地消が実践できる場所の拡大を通じて、個々の実情に応じたきめ細かな環境を整えるとともに、利用者である県民の関心を高め、利用者の拡大につなげることが必要です。
- 医療機関、福祉施設、事業所、保育所、学校等の給食施設では、一人ひとりに適した食事量の設定やきめ細かな対応食の提供及び喫食者が正しい食生活を身につけ、より健康的な生活を送るための必要な知識を習得できるよう栄養成分表示のある献立表や給食だより等の情報提供、食育教室等の活動が行われています。

### ④ 市町村食育推進計画の作成状況と連携

- 県民にとって最も身近な行政機関である市町村の食育推進計画の策定割合は、年々増加していますが、地域の多様な関係者と連携・協力体制を構築し、地域の特性に応じて効果的に食育を推進するため、さらに多くの市町村において食育推進計画を策定することが望まれます。

表3 市町村の食育推進計画策定状況

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
市町村数	17	23	25	38	49 (予定含む)
策定率	21.0%	29.5%	32.5%	49.3%	63.6%

(内閣府調査)

#### ※1 「食育情報リンクネットながの」

長野県内で食育に関する様々な活動を行っている団体や食育に関心のある方々によるネットワーク。事務局は関東農政局 長野地域センター。

#### ※2 「信州食育発信3つの星レストラン」

働き盛り世代の食生活の課題である野菜の摂取不足や食塩及び脂質の過剰摂取等の課題を改善するためのバランスのよい食事ができる環境整備と飲食店等から排出される食べ残しなどによる生ごみの発生抑制を推進するため、食育に関する3つの取組（①健康づくり（県が設けた基準を満たすメニューの提供、ごはん等の主食や調味料の減量への対応、県が発行する食育に関するポスター等の掲示）②食文化の継承（長野県産食材の使用、郷土食の提供、旬を生かしたメニューの提供）③環境への配慮（食べ残しを減らす取組の実施、お持ち帰り希望者への対応））を実践する飲食店や宿泊施設。

#### ※3 「おいしい信州ふーど（風土）」

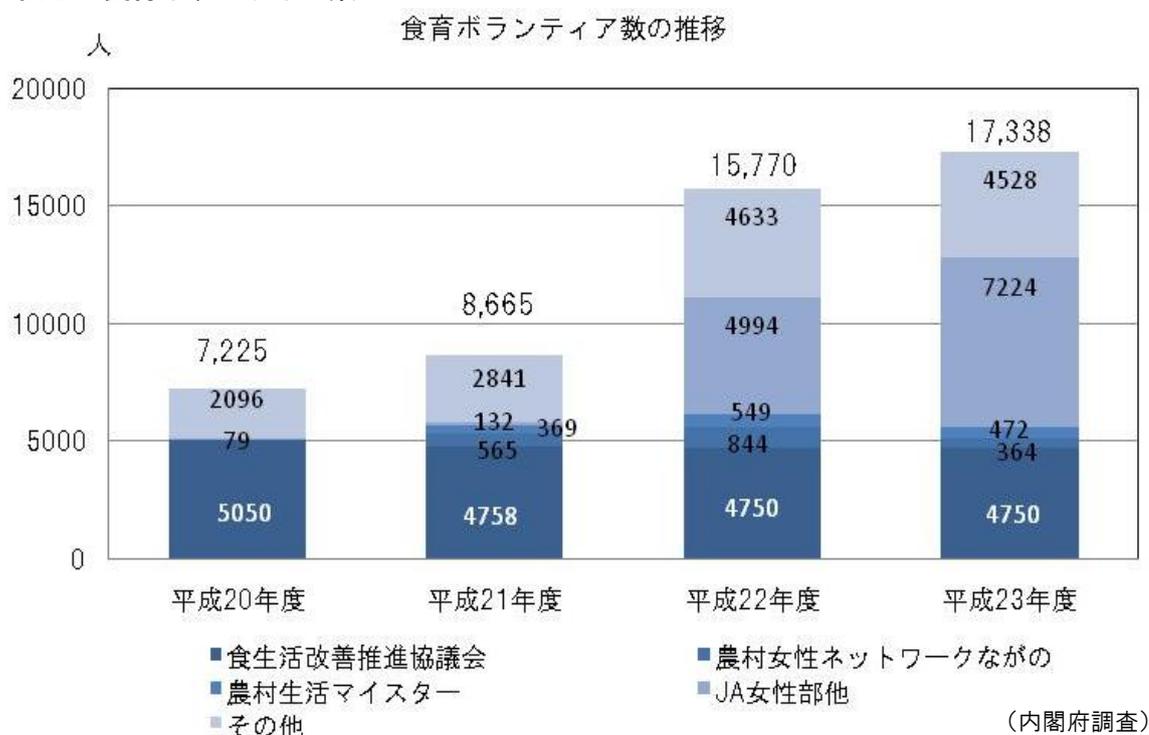
信州の豊かな風土から生まれた食べ物のうち、「プレミアム」（厳選素材と厳密基準）、「オリジナル」（オリジナル品種と全国シェア上位品目）、「ヘリテージ」（伝統野菜と郷土食）の3つの基準で選ばれた信州産食品の統一ブランド

### (3) 人材育成とボランティア活動

#### ① 食育ボランティアの育成と活動の促進

- 食育ボランティアとは、地域に密着した食育活動を行うボランティアで、保健福祉事務所や市町村が確認した地域で活動する団体・個人です。長野県食生活改善推進協議会をはじめ、農村女性ネットワークながの、長野県農村生活マイスター協会、JA 女性部等が中心となって活動を行っていますが、高齢化等に伴う会員数の減少が課題となっている団体もあります。
- 食育ボランティアの活動は、幼児期から高齢期まで幅広く、それぞれの食の課題解決のため、乳幼児健診でのおやつ提供、親子食育教室、男性料理教室等、地道な活動を行っています。
- 食育ボランティアは、平成16年度6,165人でしたが、平成22年度以降は農村女性団体等の食農教育に取り組む団体が加わり、平成23年度では17,338人と当初計画目標の10,000人を大幅に上回っています。

図5 食育ボランティア数



## ② 食育の専門知識を有する人材の育成と活動

- 県及び県教育委員会、健康や栄養の専門である栄養士会、食農教育を推進する農業関係機関、歯科保健の専門である歯科医師会、歯科衛生士会等が積極的に研修会を開催し、それぞれの専門的立場から食育に取り組める人材の育成に努めています。

表4 食育の人材育成のための研修会等開催状況（回数、参加人数等）

	平成 20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
市町村・給食施設等 職員研修	68 回 3,444 人	68 回 2,416 人	81 回 2,531 人	86 回 3,030 人
保育所・学校職員等 の研修		34 回 972 人	33 回 966 人	28 回 1,061 人
農業関係者向け研究会、 コンクール出品数	66 作品	200 人 76 作品	200 人 59 作品	470 人 50 作品
歯科関係の研修	—	10 回 1,146 人	12 回 1,206 人	11 回 1,056 人

（長野県健康福祉部調べ）

## ③ 食農教育を進める団体等との協働と活動支援

- 食の問題や農業・農村の役割について理解を深め、家庭における食事や学校給食、農業体験等を通じて県民の心身の健康と豊かな人間性を育むことを目的として実践される様々な食農教育が県内各地で展開されています。

今後、農村女性ネットワークながの、農村生活マイスター等の農村女性団体を始め、JA、NPO などが保育所や学校等と連携して地域の特徴を活かした食農教育を実施していく必要があります。

また、これらの団体が地域や学校に出向いて農業体験や作った作物と一緒に調理して食べるといった食育講座など、積極的な活動に取り組めるよう、行政等からの支援も必要です。

## （４）生涯における中断のない食育の推進

- 乳幼児期からの発育・発達段階に応じて食の体験を積み重ねていくことにより、食を営む力<sup>※</sup>が育まれていきます。
- 内閣府において、乳幼児から高齢者に至るまで、ライフステージのつながりを大切に、生涯にわたりそれぞれの世代に応じた具体的な食育の取組の実践の最初の一步として、できることから始めるための手引きとして「食育ガイド」が作成されています。



### ※「食」を営む力

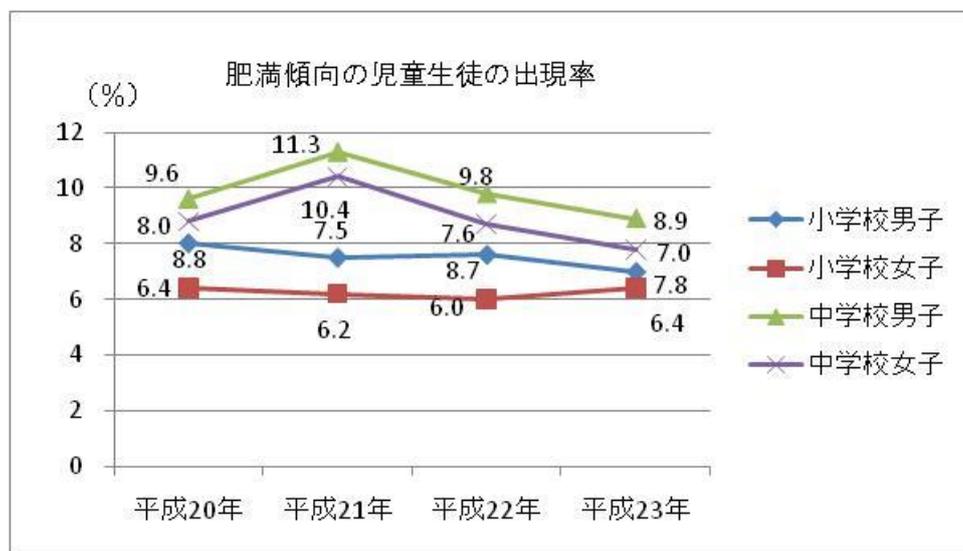
平成 16 年 2 月厚生労働省作成の「食を通じた子どもの健全育成（—いわゆる食育の視点から—のあり方に関する報告書）」において「食を営む力」は授乳期から思春期までの発育・発達過程に応じて「心と身体の健康」「人との関り」「食のスキル」「食文化と環境」を育むことにより形成されるとされている。

## 第2節 未来を担う子どもの食育

### (1) 児童生徒の肥満・やせ傾向の状況

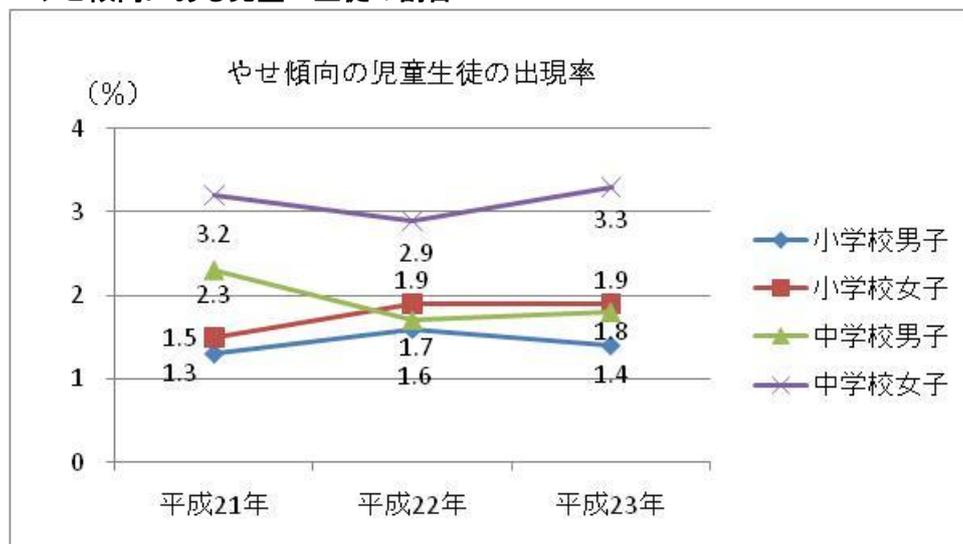
- 肥満傾向の児童生徒の出現率は、徐々に減少していますが、中学校では約8%、小学校では約7%が肥満傾向にあります。また、中学校の女子では約3%がやせ傾向となっています。
- 関係する教職員や学校医と連携し、保護者の理解や協力を得ながら、過度の肥満ややせ等が心身の健康に及ぼす影響や健康状態の改善に関する正しい知識を啓発する等、望ましい食習慣等の形成に向けた取組が必要です。

図1 肥満傾向にある児童・生徒の割合



「長野県学校保健統計調査」

図2 やせ傾向にある児童・生徒の割合



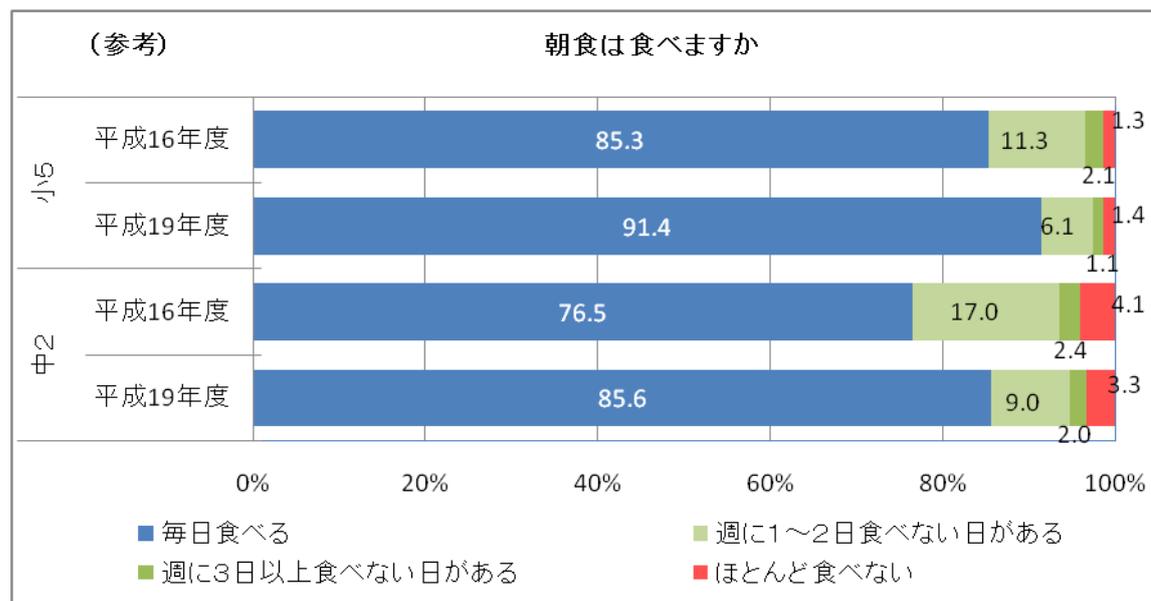
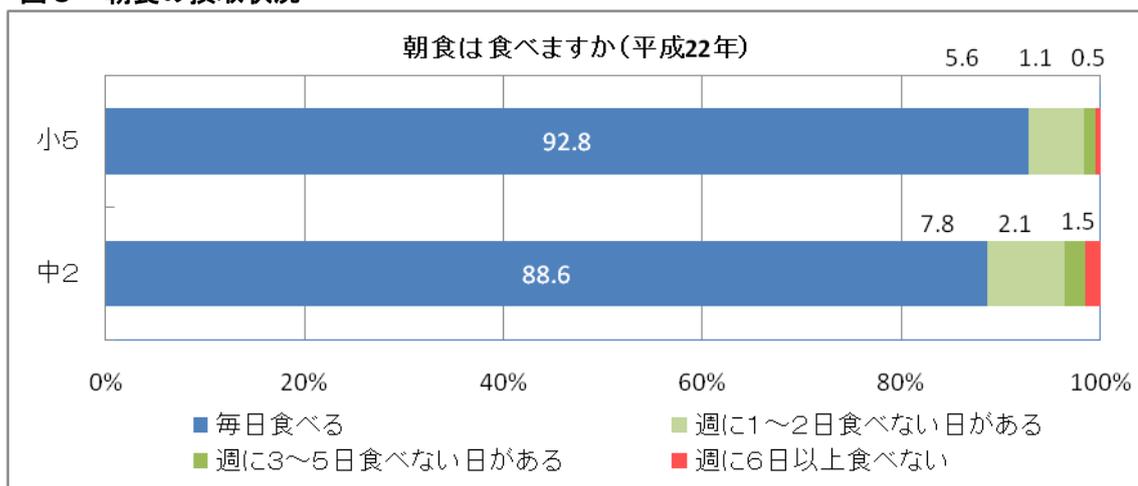
「長野県学校保健統計調査」

## (2) 子どもの食生活の状況

### ①朝食の状況

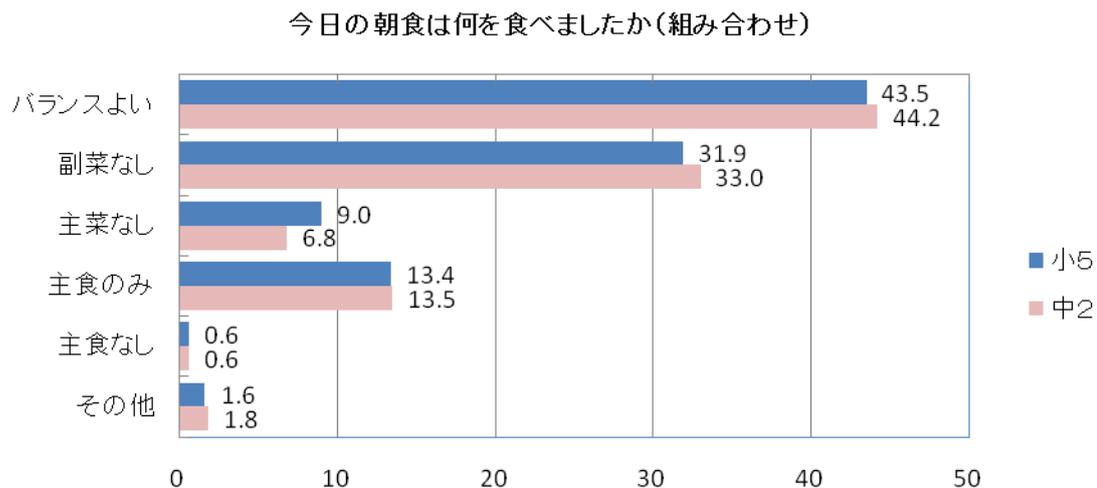
- 乳幼児期の食生活は、保護者の食生活の影響が大きく影響しますが、保護者の世代（20～40歳代）に朝食の欠食率が高い状況があることから、子どもだけでなく、保護者も含め、朝食を食べることの大切さを家庭に働きかける取組が必要です。
- 保護者の就労形態の変化に伴い、保育所で過ごす時間が長期化している子どもも多く、保育所で提供される食事は乳幼児の心身の成長・発達にとって大きな役割を担っていることから、家庭での食事の見本となるような、発育・発達段階に応じた食事の提供が必要です。
- 毎日朝食を食べる児童生徒は年々増加していますが、学年が上がると欠食する割合が増加する傾向にあり、依然として約1割の児童生徒は朝食を欠食することがあります。また、朝食の内容をみると、主食・主菜・副菜のそろったバランスの良い朝食を食べているのは半分以下となっており、課題があります。寝る時間、起きる時間が早い方が朝食を毎日食べる割合が多く、また体調も良い傾向にあることから、「早寝・早起き」の生活リズムの確立とともに、バランスの良い朝食を食べることの大切さを啓発する取組が必要です。

図3 朝食の摂取状況



(長野県学校保健会栄養教諭・学校栄養職員部会 「平成22年度児童生徒の食に関する実態調査報告書」)

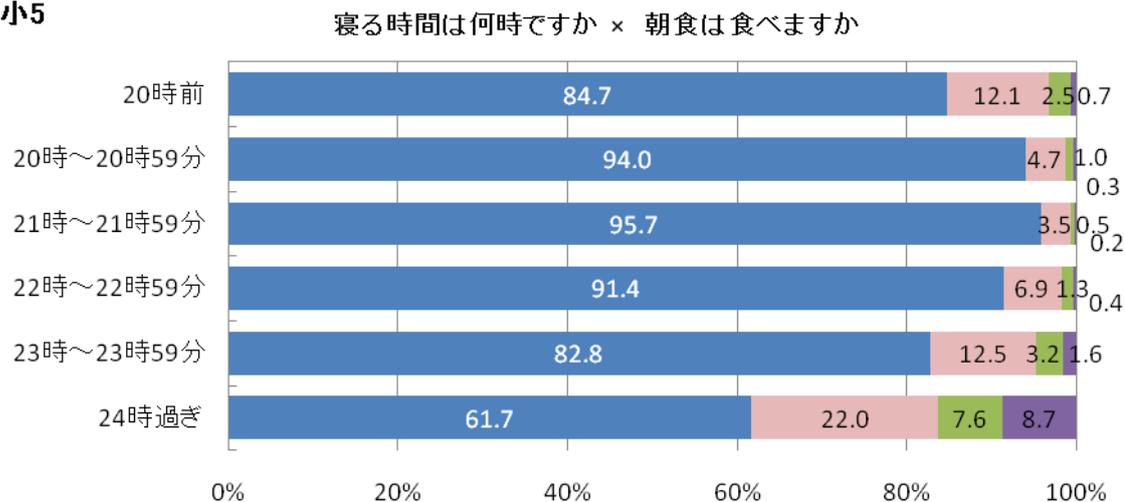
図4 朝食の組み合わせ（バランス）の状況



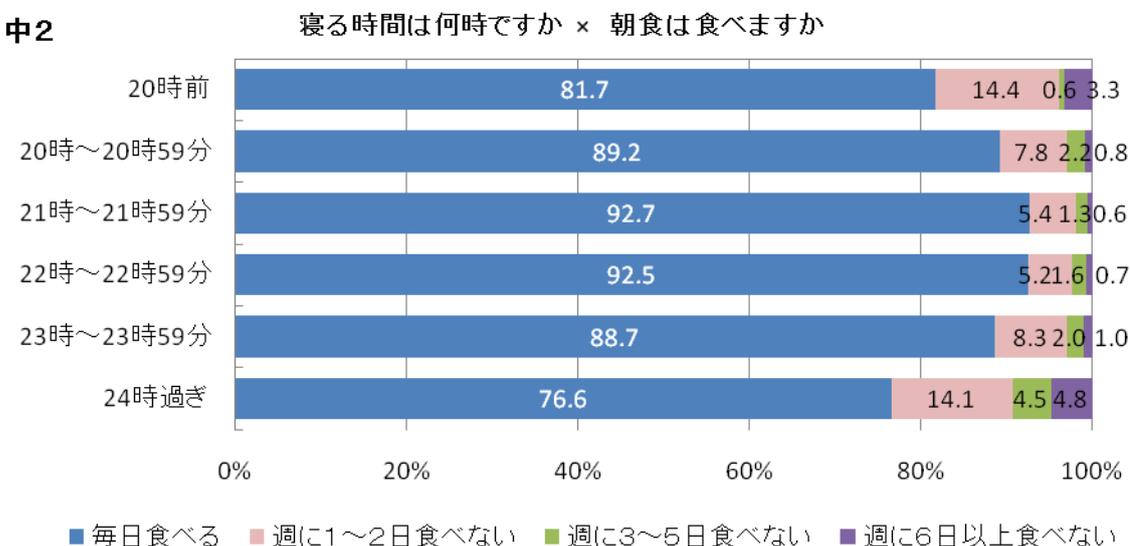
(長野県学校保健会栄養教諭・学校栄養職員部会 「平成22年度児童生徒の食に関する実態調査報告書」)

図5 寝る時間と朝食の摂取状況

小5

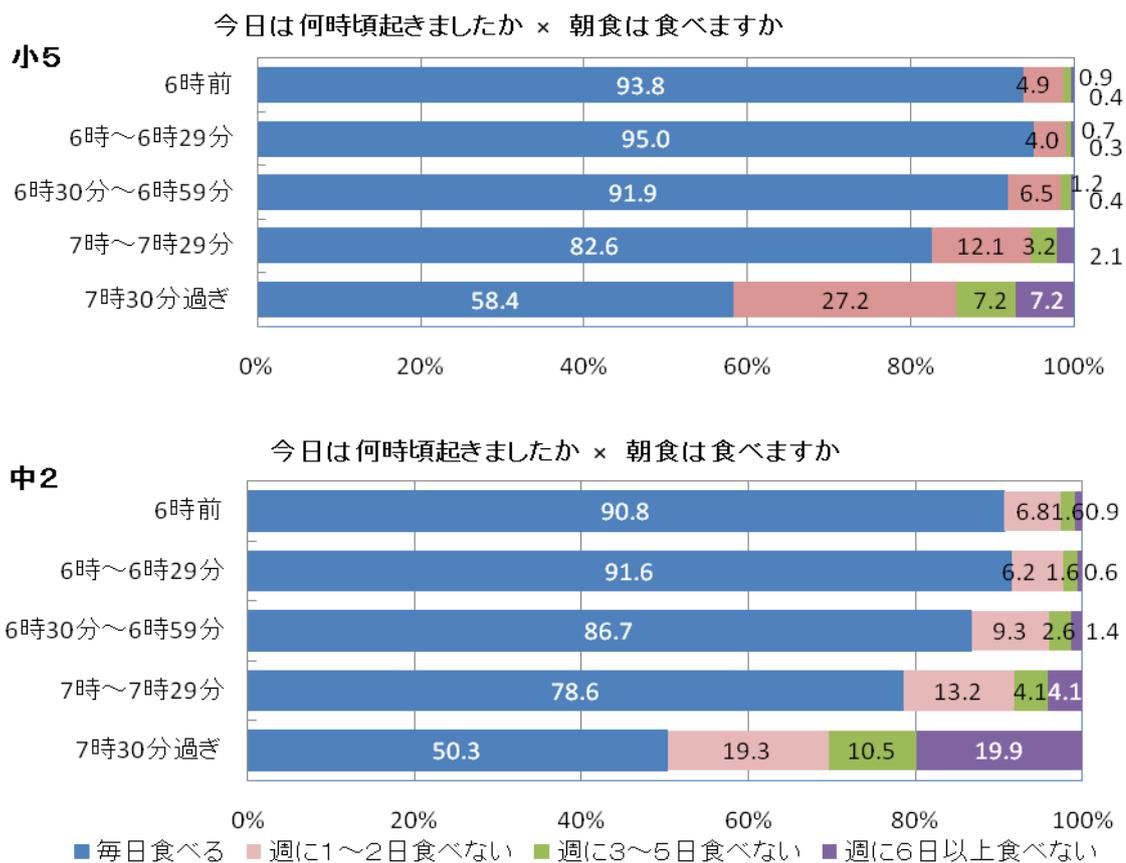


中2



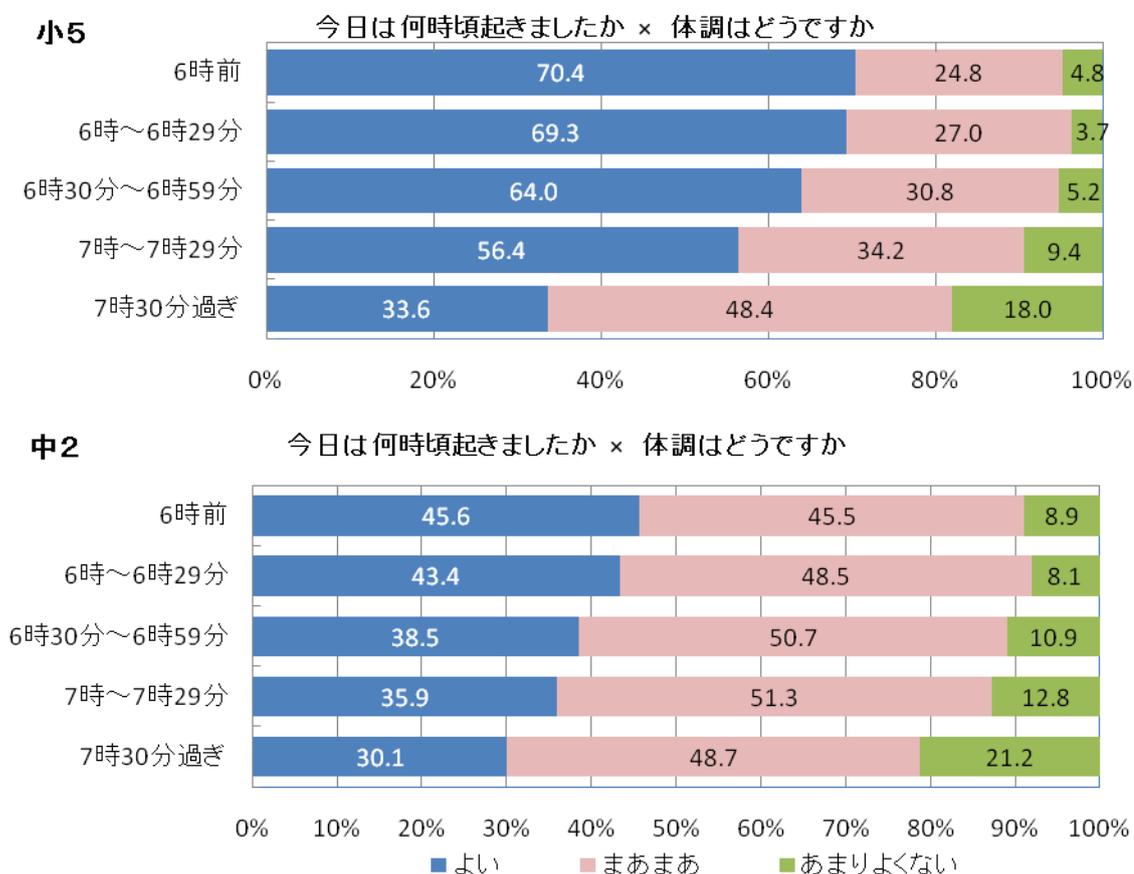
(長野県学校保健会栄養教諭・学校栄養職員部会 「平成22年度児童生徒の食に関する実態調査報告書」)

図6 起きる時間と朝食の摂取状況



(長野県学校保健会栄養教諭・学校栄養職員部会 「平成22年度児童生徒の食に関する実態調査報告書」)

図7 起きる時間と体調



(長野県学校保健会栄養教諭・学校栄養職員部会 「平成22年度児童生徒の食に関する実態調査報告書」)

## ② 「こ食」・「共食」の状況

- ライフスタイルや家族の関係は多様化しており、子どもの食生活には様々な「こ食」が広がっています。

表1 様々な「こ食」

こ食の種類	
孤食	家族と一緒に生活しているにもかかわらずひとりで食事を摂る
個食	複数で食卓を囲んでいても食べている物がそれぞれ違う
子食	子どもだけで食べる
小食	ダイエットのために必要以上に食事量を制限する
固食	同じものばかりを食べる
濃食	濃い味付けのものばかりを食べる
粉食	パン、麺類など粉からつくられた物ばかりを食べる

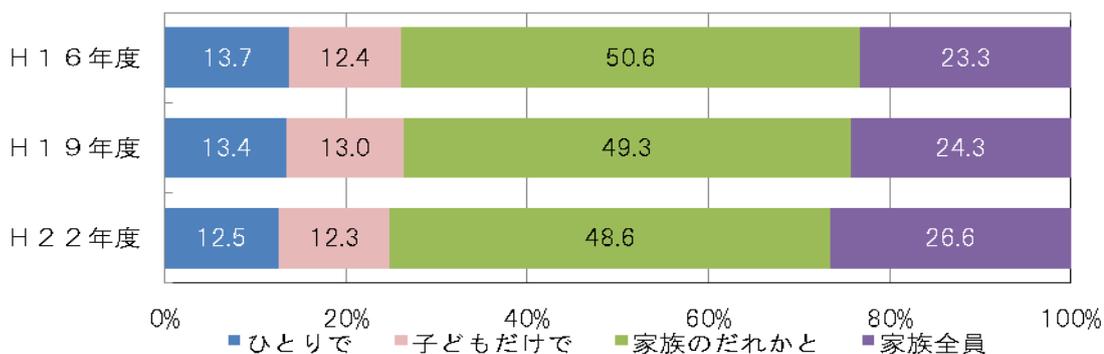
出典：保育所における食の提供ガイドライン（厚生労働省）

- 朝食を「ひとりで」または「子どもだけで」食べる児童生徒の割合は減少傾向にあります。小学5年生で約25%、中学2年生では約40%います。
- ひとりで食べるより、家族と食べた方がバランスがよい食事をしています。家族とのコミュニケーションを図り、家庭での食育の場ともなることから、できるだけ家族と食事をする「共食」が望まれます。

図8 孤食・共食の状況（朝食）

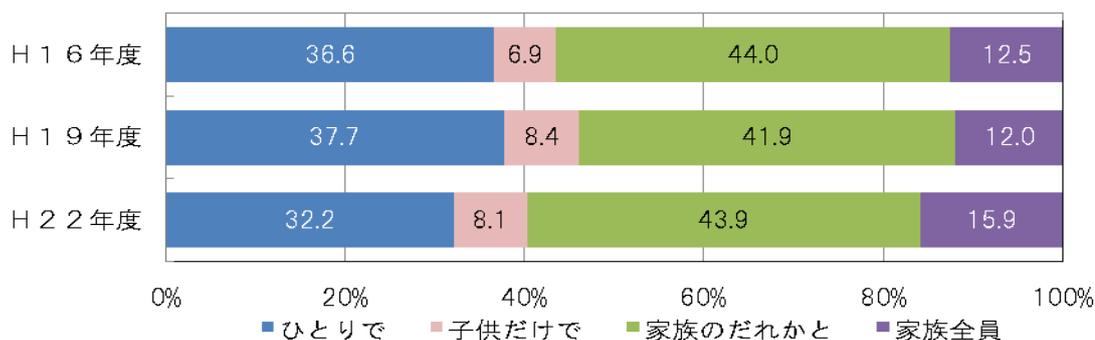
### 小5

朝食は誰と食べる人が多いですか



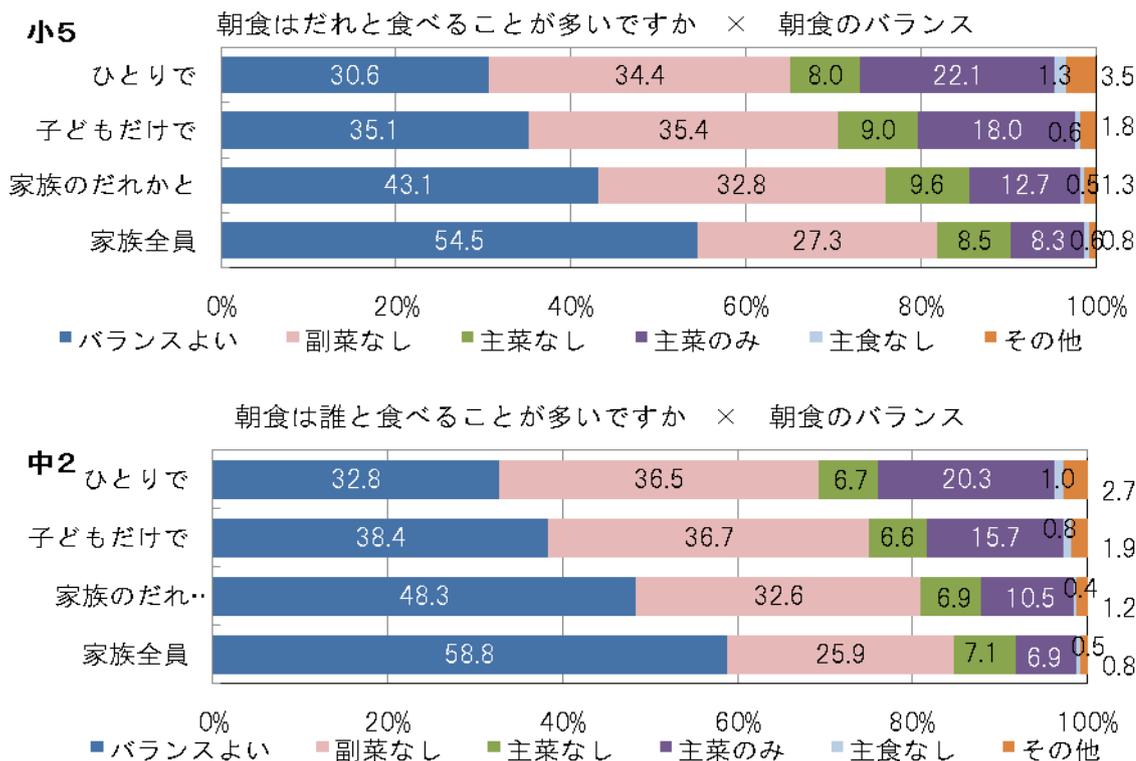
### 中2

朝食は誰と食べる人が多いですか



（長野県学校保健会栄養教諭・学校栄養職員部会 「平成22年度児童生徒の食に関する実態調査報告書」）

図9 孤食・共食と朝食のバランス



(長野県学校保健会栄養教諭・学校栄養職員部会 「平成22年度児童生徒の食に関する実態調査報告書」)

### (3) 子どもの食育の推進体制

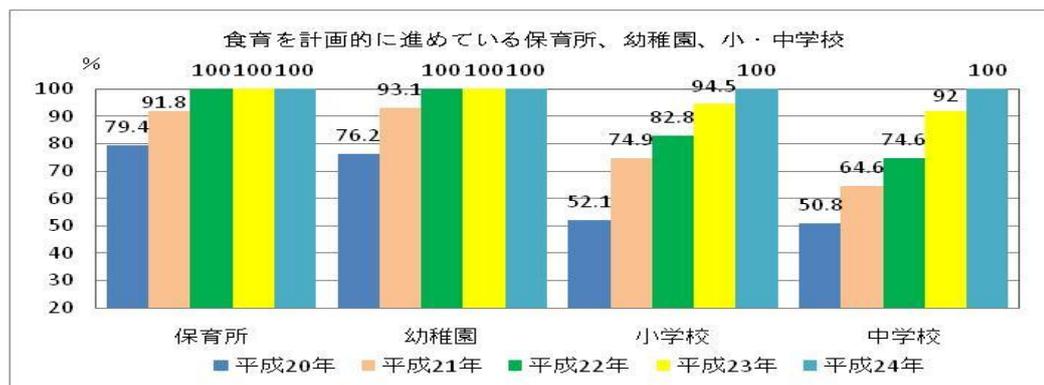
#### ① 保育所、幼稚園における計画的な食育の推進

○ 計画的に食育を進めている保育所・幼稚園は年々増加し、平成22年度には100%になり、当初計画の目標を達成しています。

#### ② 小・中学校における計画的な食育の推進

○ 学校給食法の改正により、同法の目的に「学校における食育の推進」が明確に位置づけられたことや新しい学習指導要領の総則に「学校における食育の推進」が明記されたこと等により、計画的に食育を進めている小学校・中学校は年々増加し、平成24年度には100%になり、当初計画の目標を達成しています。今後、各学校において、食育の目標や具体的な取組について、全教職員が共通理解を持ちながら、連携、協力し、食育を推進するための体制をより充実させる取組が必要です。

図10 保育所、幼稚園、小・中学校における食育計画の策定状況



(保育所・幼稚園 (総務部、健康福祉部、県教育委員会調べ) 小・中学校 (学校経営概要))

- 学校全体で体系的、継続的な食の指導を進めるとともに、教職員間や家庭・地域との連携、調整等に中核的な役割を担う栄養教諭<sup>※1</sup>は、平成24年度までに63名を計画的に配置しています。今後もより多くの児童生徒が栄養教諭の専門性を活かした食に関する指導<sup>※2</sup>を受けられるよう、栄養教諭の配置拡充をする必要があります。

**表2 小・中・特別支援学校の栄養教諭の配置状況**

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
配置人数	5名	20名	23名	43名	42名	63名

(教育委員会)

**※1 栄養教諭**

学校教育法（平成17年4月施行）「児童の栄養の指導及び管理をつかさどる」と規定された教員で、学校給食の管理とそれを活用した食に関する指導を同時に行う。具体的な職務内容は、「食に関する指導の教職員間、家庭や地域との連携・調整」、「個別的な相談指導」、「教科等における指導」、「学校給食の管理」を行うこととされている。

**※2 食に関する指導**

平成19年3月文部科学省作成の「食に関する指導の手引き」において6つの目標が掲げられ、学校教育全体で食育の指導を行っていくことが期待されている。

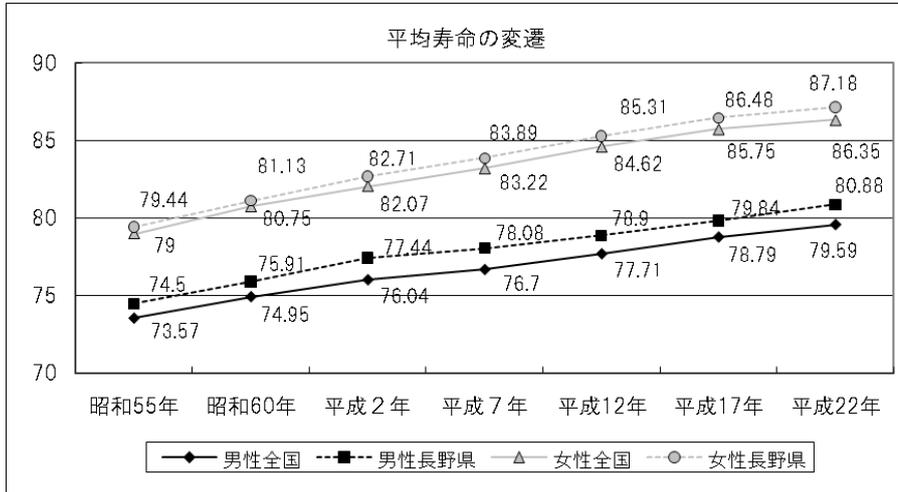
## 第3節 健康づくりと食育

### (1) 県民の健康状況

#### ① 平均寿命の変化

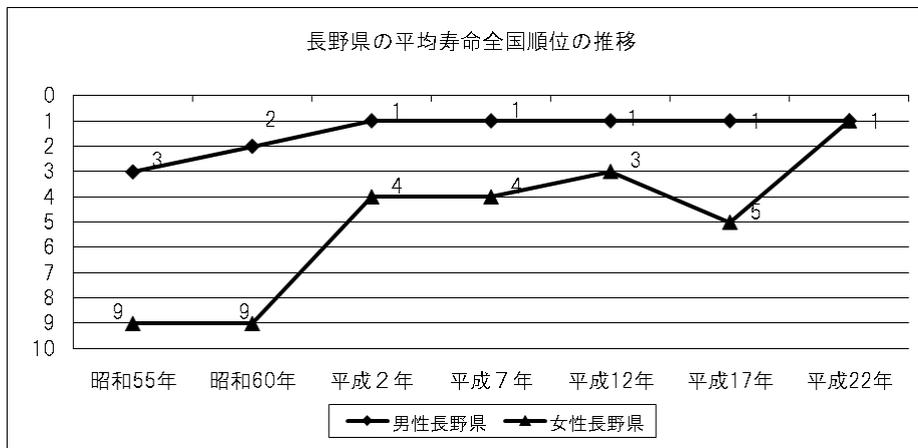
○ 本県は、平均寿命が男女共に全国1位とトップクラスです。

図1 平均寿命の変遷



(厚生労働省「簡易生命表」)

図2 平均寿命の全国順位



(厚生労働省「簡易生命表」)

#### ② 生活習慣病の状況

○ 平成22年都道府県別年齢調整死亡率において、長野県は男女とも全国最低の県となりました。しかし死因別の死亡率を見ると、がん及び心疾患は全国と比較して低いものの、脳血管疾患、特に脳梗塞が全国よりも高い状況となっています。

表1 平成22年長野県の死因別年齢調整死亡率(人口10万対)・(全国順位)

	全死因	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	脳梗塞	糖尿病
男	477.3(47)	148.4(47)	59.6(46)	35.9(13)	28.4(14)	6.7(27)
女	248.8(47)	80.3(46)	32.0(45)	32.3(7)	32.3(2)	3.5(38)

(厚生労働省「都道府県別にみた死亡の状況」)

- 県民の生活習慣病の状況として、高血圧、糖尿病、脂質異常、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）※の割合を見ると、高血圧が一番高くなっています。全国との比較では、糖尿病、脂質異常の割合は全国よりも低くなっていますが、高血圧、メタボリックシンドロームの割合は全国と差は見られません。

表2 生活習慣病の状況（40-74歳）

（単位：％）

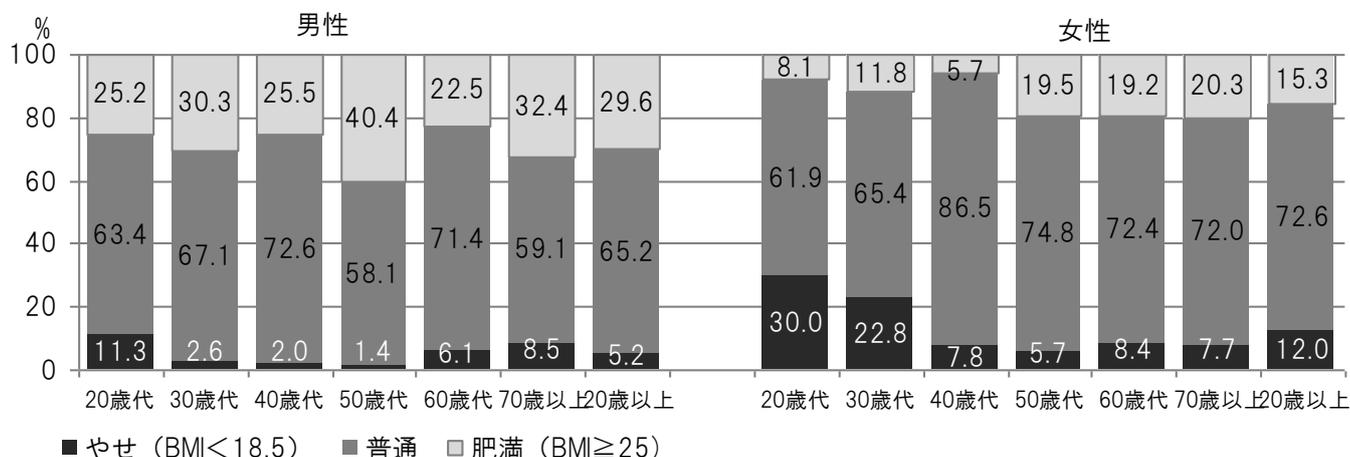
項目	男性	女性
高血圧：高血圧者・正常高値血圧の者の割合	73.2	45.9
糖尿病：強く疑われる者・予備群の割合	20.2	17.3
脂質異常：強く疑われる人の割合	14.4	14.6
メタボリックシンドローム：強く疑われる者・予備群の割合	52.7	14.2

（「平成22年度県民健康・栄養調査報告」）

## （2）肥満とやせ

- 成人男性の3人に1人は肥満、成人女性の8人に1人がやせです。
- 特に男性では50歳代の肥満、女性では20歳代、30歳代のやせの割合が高くなっています。
- 低栄養傾向（BMI20以下）の高齢者（65歳以上）の割合は男性13.9%、女性16.5%です。

図3 肥満・普通・やせの割合



（長野県「平成22年度県民健康・栄養調査報告」）

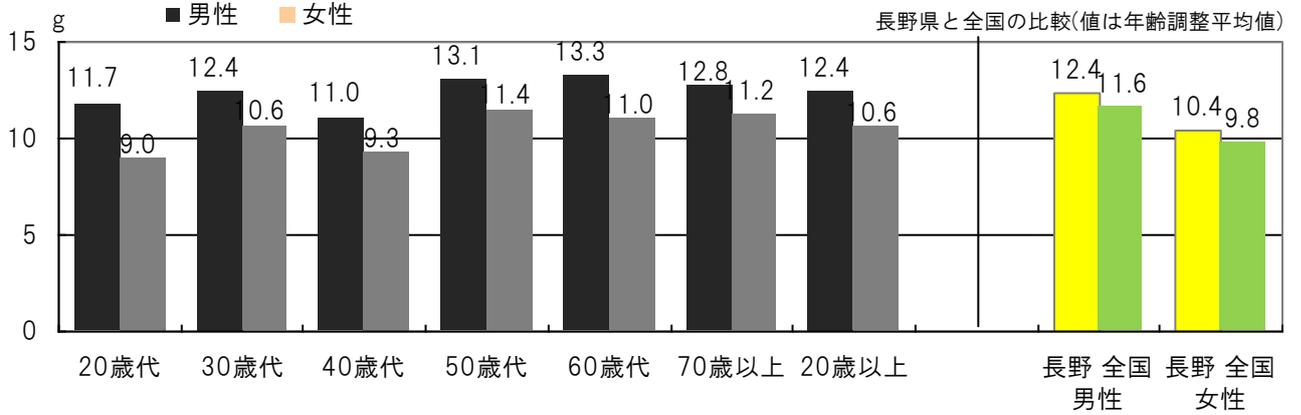
### ※生活習慣病等の判定基準：（平成22年度県民健康・栄養調査報告書より）

- （高血圧）高血圧者：日本高血圧学会の分類（2009）により高血圧に該当する人。  
正常高値血圧の者：日本高血圧学会の分類（2009）により正常高値に該当する人。
- （糖尿病）強く疑われる者：HbA1c6.1%以上または質問票で治療中と回答した人。  
予備群：HbA1cが5.6%以上6.1%未満で「強く疑われる」以外の人。
- （脂質異常症）強く疑われる者：HDLコレステロール40mg/dl未満または薬（コレステロールまたは中性脂肪を下げる薬）を服用している人。
- （メタボリックシンドローム）腹囲該当（男性85cm以上、女性90cm以上）かつ、下記3項目のうち2項目以上該当する人を「強く疑われる者」、1項目該当する人を「予備群」としている。
  - ①HDLコレステロール40mg/dl未満、かつ／または薬（コレステロールまたは中性脂肪を下げる薬）服用。
  - ②収縮期血圧130mmHg以上、かつ／または拡張期血圧85mmHg以上、若しくは血圧を下げる薬服用。
  - ③HbA1c5.5%以上かつ／または、インスリン注射使用または血糖を下げる薬服用。

### (3) 食塩摂取量

- 成人1人1日当たりの食塩摂取量は、男性 12.4g、女性 10.6g であり、全国平均と比較すると、男女とも高くなっています。

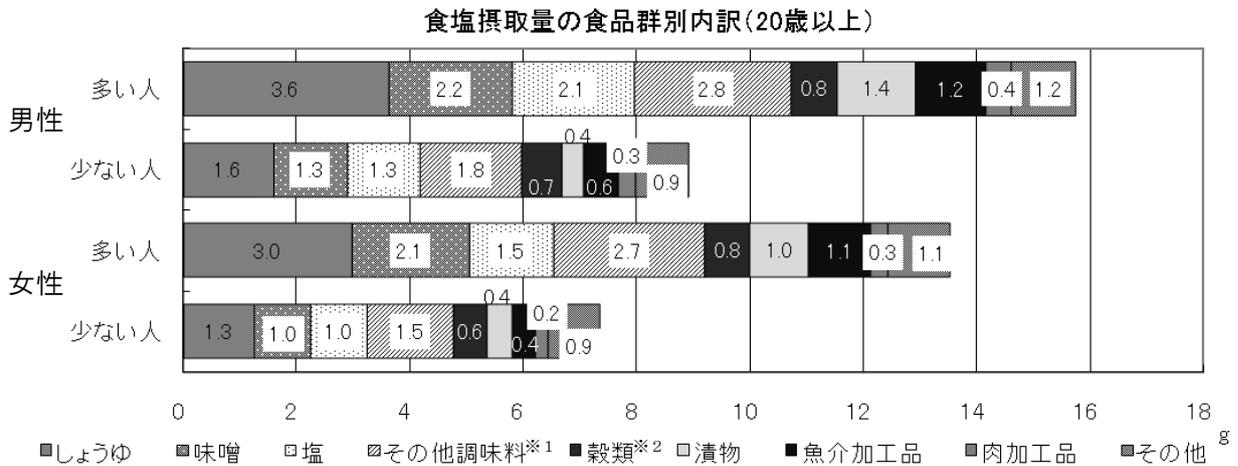
図4 食塩摂取量の平均値



(「平成 22 年度県民健康・栄養調査報告」「平成 21 年国民健康・栄養調査報告」)

- 食塩は主に調味料や魚介加工品、漬物から摂取する量が多くなっていますが、パンや麺類などの穀類や肉加工品からも摂取しています。

図5 食塩摂取量の食品群別摂取量



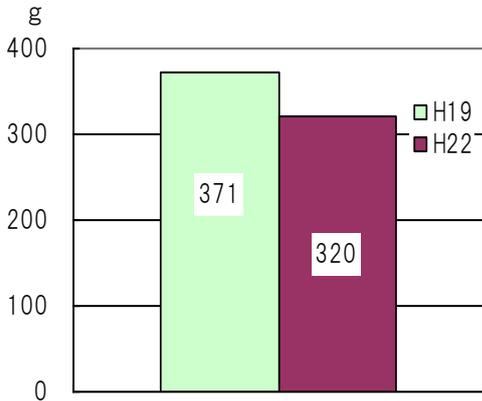
多い人: 摂取量が中央値以上の人 少ない人: 摂取量が中央値未満の人  
 値は摂取量の中央値で2群に分け、それぞれH22県人口構成に合わせて重み付けた平均値。  
 ※1 その他の調味料(主なもの)・・・顆粒風調味料、めんつゆ、ドレッシング、ルウ等  
 ※2 穀類(主なもの)・・・パン類、うどん、中華めん類等

(「平成 22 年度県民健康・栄養調査報告」)

#### (4) 野菜と果物の摂取量

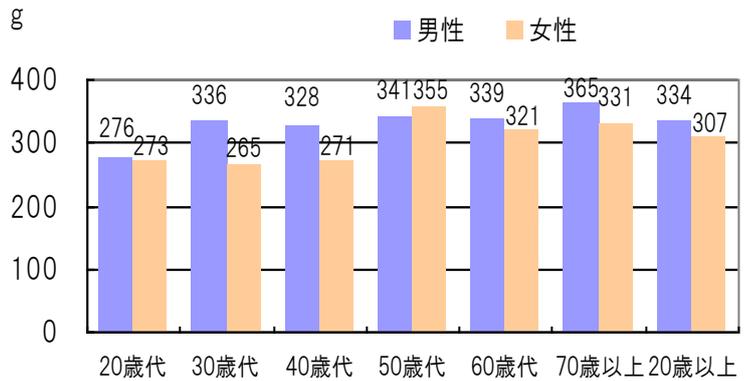
- 成人1人1日当たりの野菜摂取量は、平成19年度は371gでしたが、平成22年度は320gに減少しています。
- 20～40歳代の野菜摂取量が少ない状況です。

図6 野菜摂取量の変化（成人）



(「平成19年度・平成22年度県民健康・栄養調査報告」)

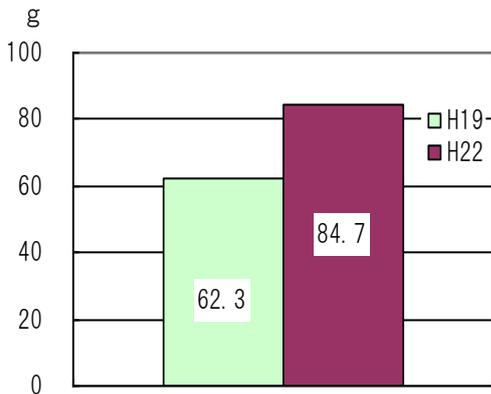
図7 野菜摂取量の平均値



(「平成22年度県民健康・栄養調査報告」)

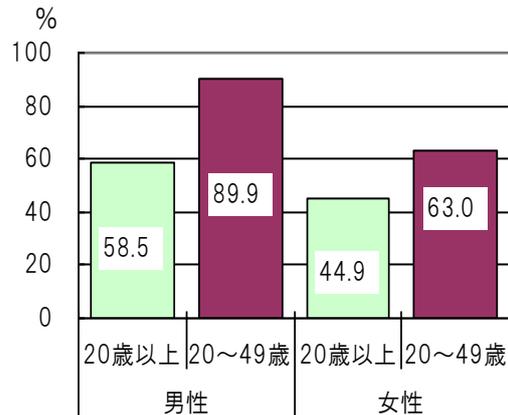
- 20～40歳代の果物の平均摂取量は増加傾向にありますが、同年代の男性の約9割、女性の約6割が果物の摂取量が100g未満と少なくなっています。

図8 果物摂取量(20～49歳)



(「平成19年度・平成22年度県民健康・栄養調査報告」)

図9 果物摂取量が100g未満の者の割合

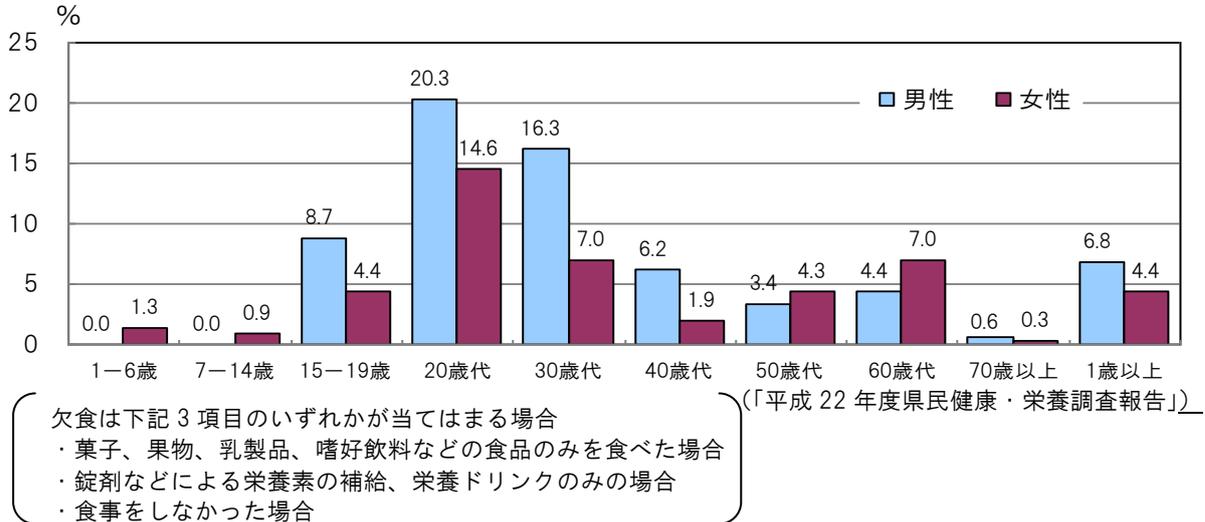


(「平成22年度県民健康・栄養調査報告」)

## (5) 朝食欠食

- 朝食欠食の割合は、男女とも 20 歳代、30 歳代が高くなっており、若い世代に対し、朝食の重要性について普及啓発が必要です。

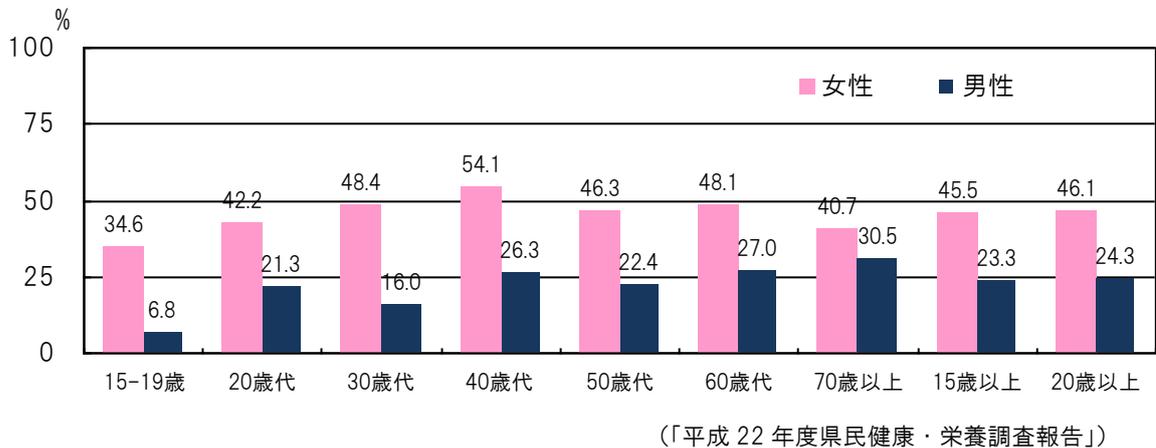
図 10 朝食を欠食した人の割合(1 歳以上)



## (6) 食事バランスガイド等指針の利用

- 健全な食生活を実践するために何らかの指針を参考にしているのは、15 歳以上男性の約 2 割、女性の約 5 割と少ない状況です。

図 11 健全な食生活を実践するために何らかの指針を参考にしている人の割合



<健全な食生活を実践するために参考になる指針>

健全な食生活を実践するためには、県民一人一人が自分にとって必要な食事の量を把握し、自分に適した食事をとることが必要であり、以下の食生活上の指針等を参考にすることが有効です。

「食事バランスガイド」: 「何を」「どれだけ」食べたらよいかを分かりやすくコマで示したもの

「食生活指針」: 望ましい食生活を実践するための指針

「日本人の食事摂取基準」: 1日に必要なエネルギーや栄養素の摂取量の目安を示したもの

「六つの基礎食品」: 栄養成分の類似している食品を六群に分類したもの

「3色分類」: 食品の体内での主な働きを3つに分けて、主な食品を分類したもの

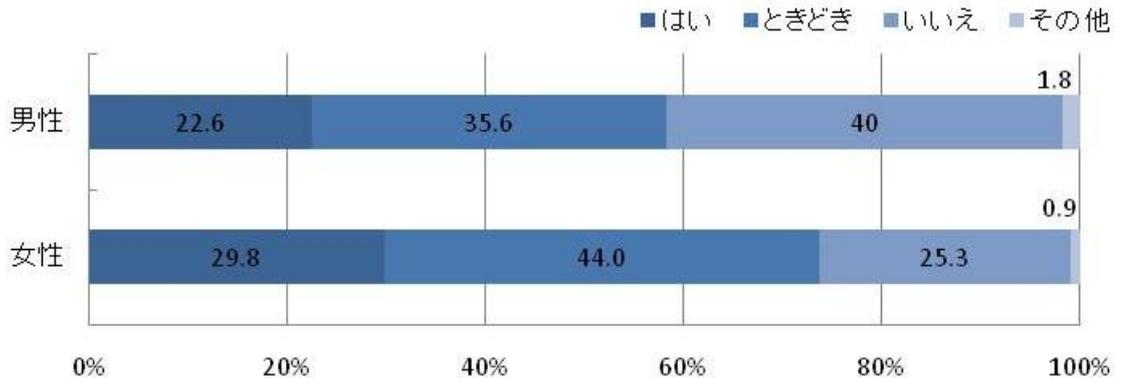
## (7) 飲食店等と協力した健康づくりに関するメニュー提供や情報発信の実施

- 飲食店等において、お店で提供しているメニューに、食事バランスガイドを使った表示や栄養成分の表示をしている割合は5.3%（平成24年度調査）です。
- 飲食店や宿泊施設等で「健康づくり」「地産地消・食文化の継承」「環境への配慮」の3つの取組を実践し、総合的に食育に取り組んでいる「信州食育発信3つの星レストラン」では、県が示す野菜・食塩・脂質等の量の基準を満たしたバランスの良いメニューの提供、食事バランスガイドか栄養成分表示による表示、ごはんなどの主食の小盛りや調味料の減量などの注文への対応及び県が発行する健康づくり及び食育に関するポスターやチラシ等の配布などに取り組んでいます。

## (8) 歯の健康づくり

- 日頃よく噛むことを意識している人は2割にとどまり、ときどき意識するという人を加えても6割程度であり、よく噛（か）むことの重要性の認識を高める必要があります。

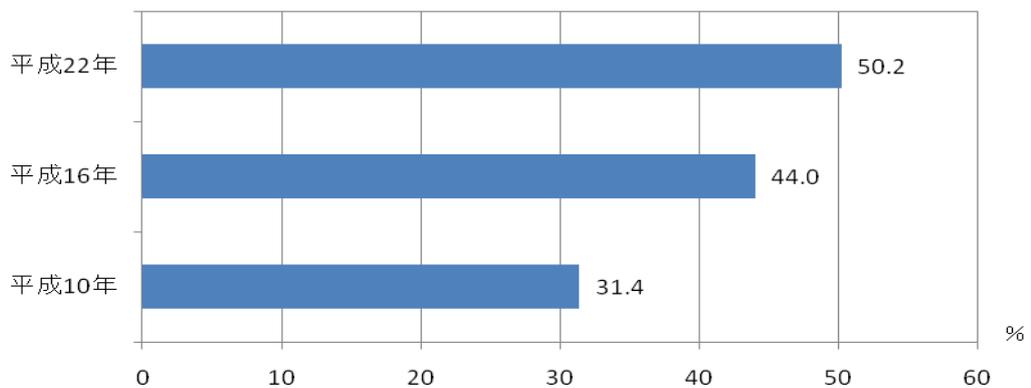
図12 日頃よく噛むことを意識している人の割合(15歳以上)



(「平成22年度県民歯科保健実態調査報告」)

- 80歳で20本以上の自分の歯を保つ運動（8020運動）を知る人は、年々増加しており、全体で5割程度です。
- 8020運動の意義を理解できるよう、歯科保健に関する普及啓発や健康教育の充実が必要です。

図13 8020運動を知っている人の割合の推移



(「平成22年度県民歯科保健実態調査報告」)

## 第4節 信州の食の理解と継承

### (1) 信州農畜産物への関心と地産地消の推進

- 生産者と消費者がお互いを身近に感じることができ、信州の自然豊かな風土で育った新鮮な農産物を購入できる農産物直売所の数は増加しています。

信州農畜産物への関心を高めるために、関係者と連携して安全で良質な農畜産物の情報発信を始め、直売所の拡大に取り組んでいく必要があります。

表1

	平成20年	21年	22年	23年
農産物直売所数(店)	811	815	814	820

(農政部調べ)

- 学校関係者・流通関係者との連携・協力により、学校給食において信州農畜産物の利用が拡大しています。

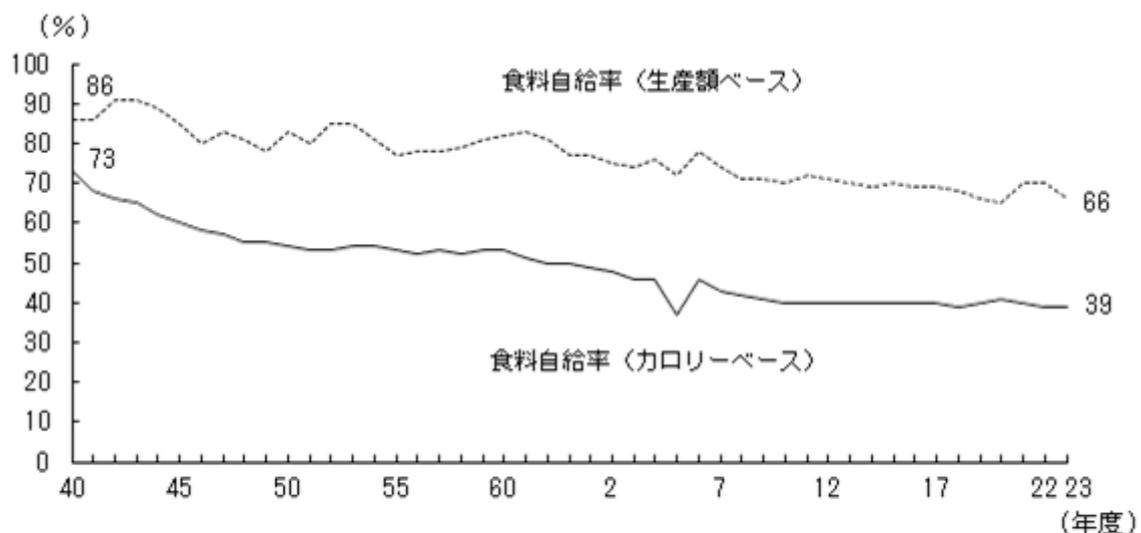
地域の農畜産物を生きた教材として学校教育で活用することは食に対する感謝の心の醸成や農業への関心を高める上で、重要であることから、今後も利用拡大に努める必要があります。

表2

	平成20年	21年	22年	23年
学校給食での県産農産物利用率(%)	35.1	38.8	38.8	42.3

(農政部、教育委員会調べ)

図1 昭和40年以降の食料自給率(国)の推移

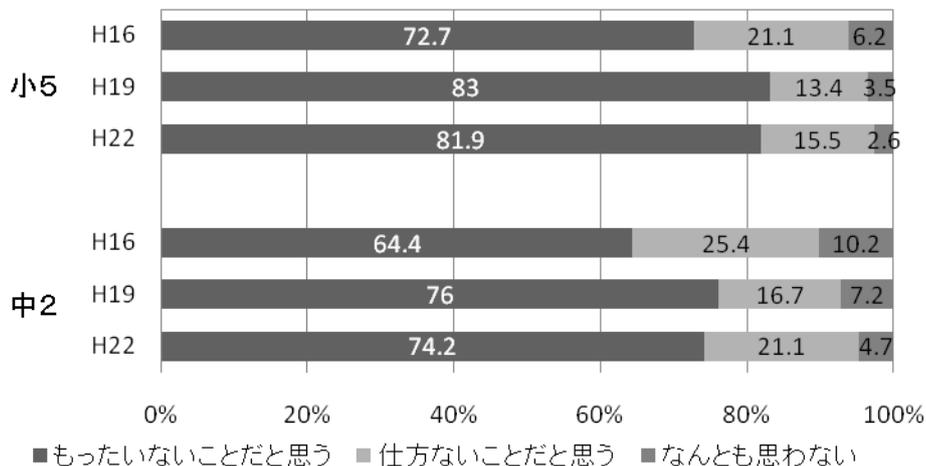


(農林水産省「食糧需給表」)

## (2) 食への感謝の心

- 生活水準の向上と豊かな食生活を背景に、食べ残しや食品廃棄物の増大が問題となるようないわゆる「飽食」の時代の中で、価値観や食生活スタイルの多様化が進み、食に対する関心の希薄化、食習慣の乱れによる生活習慣病の増加など様々な問題が引き起こされています。
- 日々の食生活は、自然の恩恵の上に成り立ち、食べるという行為自体が貴重な動植物の命を受け継ぐことであり、食事に至るまでに生産者をはじめとして多くの人々の苦労や努力によって支えられていることを実感し、自然に食に対する感謝の気持ちが深まっていくよう、生産者と消費者との顔の見える関係の構築や様々な体験活動など、適切な情報提供等を行う必要があります。
- 食べ物を残すことを「なんとも思わない」児童生徒は減少傾向にあります。学校・家庭・地域それぞれの場面において、子どもの頃から食に対する感謝の心を育むための取組を行う必要があります。

図2 食べ物を残すことに対する思い



(長野県学校保健会栄養教諭・学校栄養職員部会 「平成22年度児童生徒の食に関する実態調査報告書」)

## (3) 安全な食品の提供と食品表示

- 近年、消費者の農産物・食品に対する安全・安心の志向は、食品表示偽装問題や輸入食品の健康被害事例の発生などにより高まってきています。  
県民が、安全性に関する情報を正しく理解し、適正に食品を選択する力を身につけることができるよう、機会を捉えて正しい情報提供が行われることが必要です。
- 県では、平成24年度に食品の安全性の確保と県民の食品に対する信頼を確保することを目的とした、「長野県食品安全・安心条例」を定め、平成25年4月1日から施行されます。  
また、食品衛生法に基づく長野県食品衛生監視指導計画を毎年度策定し、食品事業所への立入検査、流通食品等の食品検査等を実施し、食品の安全性の確保を図っています。
- 安心して消費者の皆様へ農産物を購入していただくために、生産段階においてGAP※（農業生産工程管理）への取組を推進し、農産物の安全性を確保していく必要があります。

※GAP：(Good Agricultural Practice の略)

食品安全や環境保全、労働安全を目的として、農業生産段階において①農作業の点検項目を決定し、②点検項目に従い農作業を行い、③記録を点検・評価して改善点を見出し、④次回の作付けに活用する、という一連の工程管理のこと。

### (4) 環境への配慮と食品廃棄物の発生抑制

- 一般廃棄物の排出量は、平成 14 年度をピークに年々減少しています。一般廃棄物の約 3 割を生ごみが占めていると言われています。  
生ごみを減らすために、飲食店などでの食べ残しなどを減らす取組や家庭での生ごみ発生抑制の意識向上に向けた取組が必要です。

表 3

	平成 14 年度 (ピーク時)	20 年度	21 年度	22 年度
一般廃棄物総排出量 (千 t)	825	722	700	680

(「一般廃棄物実態調査」)

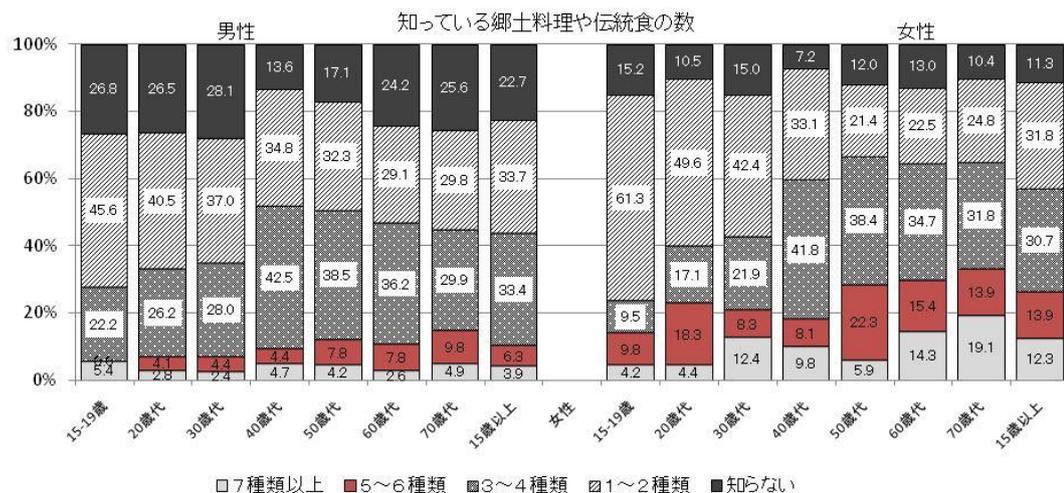
- 環境にやさしい農業<sup>※1</sup>への取組を進めていますが、消費者の環境にやさしい農産物に対する認知度は低く、理解が進んでいない状況であるため、一層の普及・啓発を進めていく必要があります。



### (5) 食文化の継承

- 長野県には、自然豊かな風土に生まれ、先人より培われた伝統ある食文化が多くありますが、核家族化の進展により、家庭や地域において受け継がれてきた郷土料理・伝統食等の特色ある食文化の継承が薄れていくことなどが危惧されています。
- 住んでいる地域の郷土料理や伝統食<sup>※2</sup>を知っていると回答した人の割合は、男性は約 8 割、女性は約 9 割と高いものの、男性及び女性とも若い世代になるほど実際に作ることができる人の割合は低くなっています。  
このため、食文化の継承のための活動への適切な支援が必要となっています。

図 3 知っている郷土料理や伝統食の数



(「平成 22 年度県民健康・栄養調査報告書」)

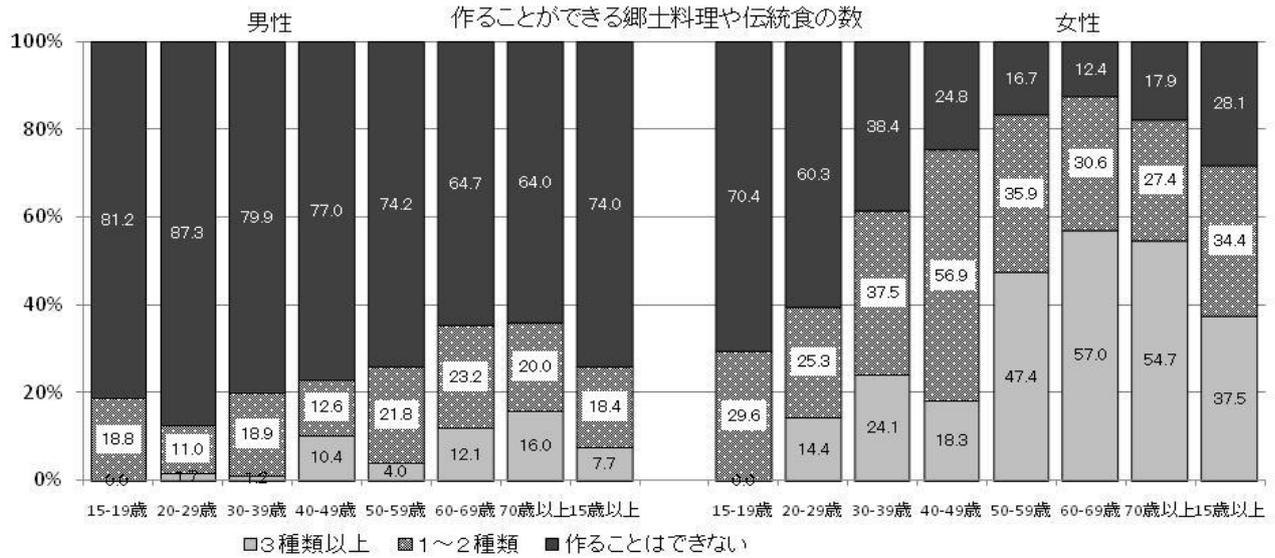
※1 環境にやさしい農業 (農産物) :

堆肥などによる土づくりを行い、化学肥料や化学合成農薬の使用を抑制することにより、環境への負荷を軽減した持続可能な農業 (その生産方式により生産された農産物)

※2 郷土料理や伝統食 :

南北に長い県土や四季の変化に富んだ自然環境のもと、県内各地にある地域の歴史や特色を活かした料理 (郷土食の例) おやき、ニラせんべい、やしょうま、笹ずし、おなっとう、ススキ漬け、五平餅など

図4 作ることができる郷土料理や伝統食の数



(「平成22年度県民健康・栄養調査報告書」)

●地域に伝わる伝統的な郷土食

<p><b>【佐久地方】</b>  <small>じゅうきゅうやこう</small>                      十九夜講の時の煮物、鯉のうま煮、厚煮大根、お賽(一六)、おぬっぺ(ぬっぺ汁)、鮭の粕汁、おなっとう、そばのせんべい焼き、<small>てんじんまち</small>天神祭の時の五目ごはん、<small>きじ</small>雉そば、凍りもち、こねつけ</p>	<p><b>【松本地方】</b>                      ふきと干しホタルイカの煮物、七夕まんじゅう、盆の煮物、きのこ汁、鮎の甘露煮、大根の柱煮、芋汁、たにし汁、</p>
<p><b>【上田地方】</b>                      ねじ、けんちん汁、かぼちゃのすいとん</p>	<p><b>【北安曇地方】</b>                      ニジマスのすずめ焼き、えご、蜂の子ごはん、さんまの炊き込みご飯、おばり豆、</p>
<p><b>【諏訪地方】</b>                      しょうゆ寒天(こはく羹)、寒天料理(天寄せ)、蜂の子の佃煮、ぢんだ、お芋つぶし、凍み大根の煮物、大根かき、わかさぎの甘露煮、わかさぎの南蛮漬、凍み豆腐のかき揚げ、油揚げ巻き、<small>しゃかつむり</small>釈迦頭、煮豆入りうすやき</p>	<p><b>【南安曇地方】</b>                      けんか餅、焼米、ささげ豆とかぶ干しの煮物、おおびら、かんびょう汁、しょうゆの実(おしょいの実)、けんちん汁、かぼちゃだんご、かけ奈の粕汁、</p>
<p><b>【上伊那地方】</b>                      のびるの酢じょうゆ漬、まめ豆腐とふきの煮物、おからこ、じゃがいも餅、ザザ虫の佃煮、雑穀煮汁、ぶりの粕汁、ゆり根の含め煮、</p>	<p><b>【北信地方】</b>  <small>ほしい</small>干飯あられ、やししょうま、にらせんべい、わさびのホロホロ漬、わさびコンニャク、わさび漬、むじな豆腐の煮物、柏もち、わらびとにしんの煮物、根曲り竹のサバ缶汁、ふかしなす、やたら、笹寿司(謙信ずし)、こしょう漬、こりんと、あけびの包み焼き、<small>はりこし</small>そば、<small>はりこし</small>梁越まんじゅう、ぜんまいとこんにやくの白和え、栗ごはん、栗の渋皮煮、栗ようかん、おぶっこ、ひんのべ、じゃがいもうどん、いもがらの炒め煮、いもなます、おにかけ(おとうじ)、つぶつぶ</p>
<p><b>【木曾地方】</b>                      からすみ、お節句の汁、ほお葉巻、塩イカと干しずいきの酢の物、干し揚げの煮物、<small>そまびと</small>杣人汁、こも豆腐の煮漬、ぐつ煮、雑煮、万年ずし、</p>	

(長野県食生活改善推進協議会 「健康長寿を支える長野色の食」)

## 第3章

# 食育推進の基本理念と目指すべき姿

## 第1節 基本理念

### 信州の食で育む人づくり ～健康長寿と豊かな人間形成～

本県は、県や市町村の行政及び関係機関、団体等が食育の活動に積極的な取組を行ってきており、現在、県民の平均寿命、高齢者の就業率、医療費等において、全国的にトップレベルにあり、健康長寿県として注目をされています。しかし、経済の変化、県民の価値観の多様化等を背景に、地元産の旬の食材を中心に豊かに営まれてきた食生活が、個人の好みに合わせた多様な食生活スタイルに変化し、その結果、野菜摂取の不足が進み、食塩摂取量の多さ、脂質の過剰摂取などの栄養の偏りや朝食欠食に代表されるような食習慣の乱れ等も加わり、脳血管疾患が全国平均よりも多く、減少せず、男性のメタボリックシンドロームの予備群と該当者や肥満が減らない一方、女性のやせの増加など様々な問題が明らかとなっています。

このため、前計画に掲げられた基本理念「信州の食を育む人づくり ～健康長寿と豊かな人間形成～」をそのまま引き継ぎ、その達成に向けて粘り強く取り組むこととしました。

#### 周知から実践へ

長野県は平成20年3月に「長野県食育推進計画」を策定し平成20年度から平成24年度まで5年にわたり、国・市町村を始め多様な関係機関・団体等の連携により食育を推進してきました。

今後は、県民自らが食に関連した生産から消費に至るまでの様々な活動を体験し、食育に必要な活動を自ら実践できるように更に取組を進めることで、「健康長寿と豊かな人間性」を育みます。

## 第2節 基本分野と目指すべき姿

基本理念を実現するために4つの基本分野を設定し、それぞれの「目指すべき姿」を下記のとおりとします。

そして、これらの「目指すべき姿」を実現するため、県民、関係機関・団体及び県がそれぞれ取り組むことを、第4章に明記しています。

### 信州の食を育む人づくり～健康長寿と豊かな人間形成～

#### 基本分野ごとの目指すべき姿

##### 未来を担う子どもの食育

- 食に関する経験を通じて、食べる意欲を持ち、生きる力の基礎を身につける。
- 家族と一緒に食事をし、食の楽しさを実感する。
- 「早寝・早起き・朝ごはんをきちんと食べる」など、基本的な生活習慣を身につける。
- 健全な食生活を実践し、健康で豊かな人間性を育んでいけるよう、発達段階に応じた力を身につける。

##### 健康づくりと食育

- 肥満ややせが減少し、適正体重を維持する人が増える。
- 低栄養の高齢者の割合が減少する。
- メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）が強く疑われる者・予備群の割合が減少する。
- 成人の高血圧者・正常高血圧の者の割合が減少する。
- 主食・主菜・副菜が整った栄養バランスのよい食事をする。
- しっかり噛んで食べる。

##### 信州の食の理解と継承

- 信州農畜産物への関心と理解が深まり、県民が様々な立場から地産地消に取り組む。
- 食に関する感謝の念と理解が深まる。
- 県民が「食品」に関して信頼できる情報に基づき、適切な判断を行い、健全な食生活に活かす。
- 「もったいない」の気持ちを県民一人ひとりが持ち、資源の循環利用や再資源化が社会全体に浸透する。
- 伝統ある食文化や食習慣が県民に継承される。

#### 信州の食を育む環境づくり

- 県民が食育に関心を持つ。
- 子どもから成人、高齢者に至るまで、県民が生涯にわたって各ライフステージに応じた食育に取り組む。
- 食育活動に取り組むボランティアが増加する。
- 生産から消費に至るまでの食に関する様々な実践活動・体験等の経験の場が拡大する。



## 第4章

### 食育の取組と指標・目標の設定

## 第1節 信州の食を育む環境づくり

県民が生涯にわたって健全な食生活を培い、豊かな人間性を育むためには、県民一人ひとりが食育に関心を持ち、様々な機会を通じて自ら食育に関する取組が実践できる社会環境を整えることが必要です。

長野県では、これまで行政や関係機関、食育ボランティア等が様々な活動を展開してきていますが、食育に関心のある15歳以上の割合は約5割とまだまだ不十分な状況です。

したがって、県や市町村が中心となり、関係機関・団体等との連携を強化し、子どもから高齢者まで生涯にわたる間断のない食育が進むような体制づくりを進めるとともに、食育ボランティア活動が活発である本県の特長を生かして県民運動を展開します。

### 目指すべき姿

- 県民が食育に関心を持っています。
- 食育活動に取り組むボランティアが増加しています。
- 生産から消費に至るまでの食に関する様々な実践活動・体験等の場が拡大しています。
- 子どもから成人、高齢者に至るまで、生涯にわたって、各ライフステージに応じた食育が取り組まれています。

### 県民自らの取組として望まれること

- 県民1人ひとりが食育の重要性を認識し、関心を持ちます。
- 各ライフステージに応じた食育活動の機会に積極的に参加し、知識を習得します。
- 食育ボランティアに参加します。
- 食に関する体験実践活動に参加します。
- 家族や友人等2人以上での食事、楽しい食事をします。

### 関係機関・団体の取組として望まれること

#### (1) 全機関・団体

- 行政・関係機関が連携して食育活動を展開します。
- 「食育月間」(6月)、「健康増進普及月間」(9月)、「食育の日」(毎月19日)、家庭の日(毎月第3日曜日)等に合わせた普及啓発を行います。
- 報道機関の協力を得て、食育関係のイベントや研修会等をPRします。
- 地域の食育ボランティアを把握し、県民が楽しく食育を学べるよう、食育指導者も学習を継続します。

## (2) 市町村

- 計画的かつ総合的に食育を推進するため、市町村の実情に応じた食育推進計画を策定します。
- 地域における食育を進める上での課題等を共有し、連携を深めるための協議・検討の場を設けます。
- 食生活改善推進員等の食育ボランティアの養成及び育成を行います。
- 市町村が把握する食育ボランティアの情報を保育所・幼稚園・学校等へ提供します。
- 食育ボランティアと連携した食育活動を行います。
- 食育ボランティアによる地域での食育活動を支援します。

## (3) 保育所・幼稚園・学校等

- 食育推進に関する計画を見直しながら、計画的に食育活動に取り組みます。
- 関係機関や地域の農業関係者等と連携した食育活動に取り組みます。
- 食に関する体験活動を実施します。

## (4) 関係機関・団体・NPO等

- それぞれの団体の特徴を生かした、食育活動を推進します。
- 学校等や市町村と連携し食育を推進します。
- 関係機関・団体相互の情報交換、連携・協力した普及啓発を行います。
- 県内の養成施設において、食育の専門知識をもった管理栄養士<sup>※1</sup>・栄養士・専門調理師<sup>※2</sup>・調理師等食育指導者となる人材を養成します。
- 子どもたちに農産物の生産から収穫、加工、調理・販売までの一連の作業を体験してもらう農業体験の場の拡大を推進します。
- 県民を対象とした「信州の食と農のセミナー」による、農業体験や加工、郷土料理等の講習会を開催することにより、積極的な地域農産物の活用や、食や農に関する理解を深める環境づくりを進めます。

### 長野県の取組

- 県の関係部局が連携し、食育推進施策を展開します。
- 信州の食を育む県民会議を開催し、県民運動としての食育推進について検討します。
- 食を育む県民大会を開催し、県民の食育に関する様々なテーマについて県民へPRします。

---

#### ※1 管理栄養士

栄養士の資格を持ち、栄養士として厚生労働省令で定める施設において栄養士養成施設の修業年限に応じて一定の実務経験を経た者で、栄養士法第5条の2に基づいて実施される管理栄養士国家試験に合格した者。

#### ※2 専門調理師

調理師の資格を持ち、一定の実務経験を経た者で、調理師法の第8条の3に基づいて実施される調理技術審査に合格した者。

- 10 圏域ごとに地域における食育推進のための課題等の共有、連携を行うための「地域連絡会議」を開催します。
- 10 圏域ごとに 地域の課題やテーマに沿った地域食育フォーラムを開催します。
- 市町村や学校等（保育園、幼稚園、学校）における食育推進計画の策定を支援します。
- 市町村及び関係機関・団体等が協働した食育活動が広がるよう支援します。
- 市町村や旅館・ホテル、飲食店等の関係者と連携して「おいしい信州ふード（風土）」SHOPを情報発信拠点として信州の食の魅力を発信する環境づくりに取り組みます。
- 飲食店や宿泊施設等と協力・連携し、総合的に食育に取り組む「信州食育発信 3つの星レストラン」を増やし、食育の情報を県民に発信します。
- 食生活改善推進員の養成講座の開催を支援します。
- 農村女性マイスターを養成し、活動の一環として食育活動を積極的に推進します。
- 食生活改善推進員等の食育ボランティアの資質向上のための研修等を開催します。
- 県内で行われている関係機関・団体等の活動等の情報収集と県民に向けて情報を発信します。
- 食育ボランティア等が活動するうえで役立つ食育に関する情報を提供します。
- 食育ボランティアの活動状況を把握し、その情報を保育所や幼稚園、学校、市町村等へ情報提供します。
- 食育推進に関する施策の企画立案や効果的な広報活動を検討する基礎資料とするため、県民健康・栄養調査等を実施し県民の食育に関する意識等を把握します。

## 指標・目標の一覧

### 目指すべき姿

指 標	現 状	目標(H29)	備考（出典等）
食育に関心がある県民の割合	〈H22〉 51.5%	65%以上	県民健康・栄養調査

### 県民自らの取組

指 標	現 状	目標(H29)	備考（出典等）
食育ボランティア数	〈H23〉 17,338 人	20,000 人	内閣府調査
家族や友人等 2 人以上での食事、楽しい食事をする者の割合(15 歳以上)	〈H22〉	80%	県民健康・栄養調査
朝食	61.2%		
夕食	74.6%		

## 関係機関・団体の取組

指 標	現 状	目標(H29)	備考（出典等）
市町村食育推進計画の策定割合	〈H24 年度末〉 49 市町村(63.6%)	100%	内閣府調査
計画的に食育を進めている保育所の割合	〈H24〉 100%	100%	県教育委員会調べ
計画的に食育を進めている幼稚園の割合	〈H24〉 100%	100%	総務部、教育委員会調べ
計画的に食育を進めている小・中学校の割合	〈H24〉 100%	100%	学校経営概要
食生活改善推進協議会が組織されている市町村数	〈H24〉 64 市町村	維持	健康福祉部調べ

## 長野県の取組

指 標	現 状	目標(H29)	備考（出典等）
信州の食を育む県民会議の開催	〈H24〉 年 2 回	現状維持	健康福祉部調べ
信州の食を育む県民大会の開催	〈H24〉 年 1 回	現状維持	健康福祉部調べ
圏域ごとの地域連絡会議の開催	〈H24〉 10 圏域各年 2 回	現状維持	健康福祉部調べ
圏域ごとの食育地域フォーラムの開催	〈H24〉 10 圏域各 1 回	現状維持	健康福祉部調べ
「おいしい信州ふーど（風土）」SHOP	〈H24〉 150 店	800 店	農政部調べ
食生活改善推進員養成講座の開催	〈H24〉 保健福祉事務所 各 1 コース	現状維持	健康福祉部調べ
食生活改善推進員リーダー研修会	〈H24〉 保健福祉事務所 各 1 コース	現状維持	健康福祉部調べ
農村生活マイスターの養成講座の開催	〈H24〉 年 5 回	継続	農政部調べ
県民健康・栄養調査、児童生徒の食生活に関する実態調査の実施	〈H24〉 概ね 3 年に 1 度 年 1 回	継続	健康福祉部等

## 第2節 未来を担う子どもの食育

生涯にわたる食育の推進にあたり、基本的な生活習慣や健全な食習慣の確立と健康な心身を育む時期である子どもに対する食育は、未来を担う人づくりの基本となるものであり、重点的に取り組むテーマです。

子どもたちが健全な食習慣や食に関する正しい知識と実践力を身に付け、健康で豊かな人間性を育むためには、乳幼児期から学童期、思春期など発達段階に応じた適切な食育の推進が重要であることから、保育所、幼稚園、小・中学校等で食育活動が計画的に進められています。

しかし、朝食の食べ方や栄養のバランスなどに課題がみられることから、保護者の世代の関心を高め、祖父母の世代の協力を得る必要もあります。

そこで、子どもたちが心身ともに健やかに成長するため、家庭を中心に、学校、保育所等や地域が連携して子どもの食育を進めます。

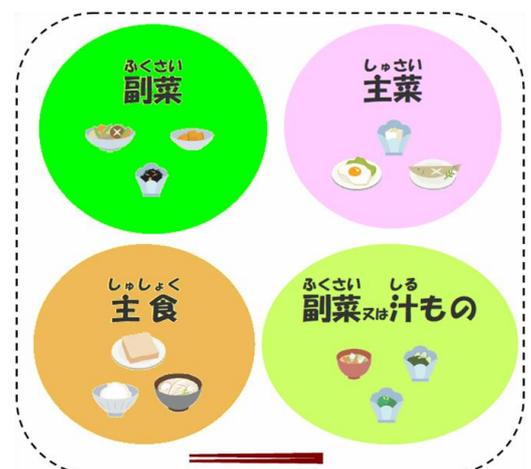
### 目指すべき姿（子どもの姿）

- 子どもたちは食に関する経験を通じて、食べる意欲を持ち、生きる力の基礎を身に付けています。
- 子どもたちは家族や友だちと一緒に食事をし、食の楽しさを実感しています。
- 子どもたちは「早寝・早起き・朝ごはんをきちんと食べる」など、基本的な生活習慣を身に付けています。
- 子どもたちは健全な食生活を実践し、健康で豊かな人間性を育ていけるよう、発達段階に応じて、次のような力を身に付けています。
  - ・食事の重要性が理解できる。
  - ・心身の成長や健康のために望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理することができる。
  - ・正しい知識・情報に基づいて、食品を選択することができる。
  - ・食物を大事にし、食物の生産等に関わる人々への感謝の心をもつことができる。
  - ・食事のマナーなどの社会性をもつことができる。
  - ・各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつことができる。

### 県民自らの食育の取組として望まれること

#### (1) 子ども

- 早寝・早起きをします。
- 朝食をきちんと食べます。
- 好き嫌いをしないで、いろいろな食物を食べます。  
また、主食・主菜・副菜（野菜料理や汁物）をそろえた食事をします。
- よく嚙（か）んで、食べます。
- 家族や友達と一緒に楽しく食事をします。



- お手伝いをたくさんし、食事づくりや片づけなどにも参加します。
- 地域、保育所・幼稚園、学校等で行う食育に関する行事に積極的に参加します。

## (2) 保護者・大人

- 家族の食生活に関心を持ち、子どもの食生活や食育の重要性を理解します。
- 子どもがいろいろな食べ物を見て、触って、味わうことを経験できるようにします。
- 市町村が開催する妊産婦対象の教室（パパママ教室等）や健診、離乳食教室等に参加し、子どもの発達段階に応じた食育を実践するための知識を習得します。
- 子どもの食事等で困ったことがあれば、子育ての経験者である両親や祖父母、市町村や保育所、幼稚園、学校の栄養士等に相談します。
- 子どもの心身の成長や発達段階に応じた、食事やおやつを提供します。
- 主食・主菜・副菜（野菜料理や汁物）のそろった朝食を準備します。
- 子どもと一緒に楽しく食事をし、子どもが食事のマナーやあいさつ習慣など、食生活に関する基礎が身に付けられるようにします。
- 子どもと一緒に食事づくりをするなど、子どもが自分で料理をつくる機会を増やします。
- 食や農に関する体験の機会を多く用意します。
- 子どもが保育所・幼稚園や学校で学んだことが日常生活で実践できるよう、協力します。

## 関係機関・団体の取組として望まれること

### (1) 保育所・幼稚園・学校

- 家庭や地域との連携による食育の充実を図ります。
  - ・ 給食だよりや保健だより等の配布、給食試食会の開催、PTA活動等を通じ、子どもの食生活の大切さや保育所・幼稚園・学校における食育の実践内容、食育に関する情報等を家庭や地域に発信します。
  - ・ 保護者会やPTAと連携した親子料理教室を開催する等、楽しく料理をつくる体験を通して、子どもたちの食に対する関心を高めます。
  - ・ 地域の農産物等の生産者や食育ボランティア等、地域と連携した食育を進めます。
  - ・ 家庭での食育が進むよう、保護者からの食に関する相談に応じる等、保護者への支援を行います。
  - ・ 食育に関するイベント（給食展、市町村の健康まつり、地域食育フォーラム等）に参画し、家庭や地域へ食育の大切さを伝えます。
- 保育所では食育を保育の内容として位置付け、計画的に実践していきます。
- 学校における食育を計画的に推進します。
  - ・ 学校では、栄養教諭を中心とした教職員の連携・協力により、食に関する指導の全体計画を見直しながら、発達段階に応じた食に関する指導が進められるよう、学校教育全体で計画的に食育に取り組みます。

- ・ 関係する教科や特別活動、総合的な学習の時間等に「食事の重要性」、「心身の健康」、「食品を選択する力」、「感謝の心」、「社会性」、「食文化」の6つの目標を踏まえながら、体系的・継続的に食に関する指導を行います。
- ・ 子どもたちが朝食づくりのスキルを身に付けられるよう、家庭科等の教科や特別活動で朝食をテーマとした食に関する指導に取り組みます。
- 高校においては「家庭」や「保健体育」を中心とした各教科・科目等において、また保健指導、定時制課程における給食指導などの健康に関する指導を通じて、これまで蓄えてきた食に関する知識や技術をさらに充実させ、生涯を通じ健全な食生活が実践できるようにします。
- 保育所では、離乳期から幼児期の子どもの望ましい食事の見本となるよう、成長や発達段階にあわせた調理形態や内容の給食を提供します。
- 乳幼児期の子どもたちが、食に関わる体験により、楽しく食事をするためのマナーや健全な食習慣を身に付けるよう取り組みます。
- 「食」と「歯」の健康の関係について学び、「よく噛（か）むこと」や「歯みがき」の習慣が身に付くよう取組を進めます。
- 保育所、学校では、食に関する健康課題をもつ幼児・児童・生徒に対する個別的な相談指導等を実施します。
  - ・ 肥満・やせ傾向、偏食、食物アレルギー等、食に関する個別的な対応や相談指導が必要な幼児・児童生徒に対して、保育士、学級担任、養護教諭、栄養教諭等の関係教職員及び学校医等が保護者と連携のうえ、個別的な対応を進めます。
- 栄養教諭・学校栄養職員を中心に学校給食が食育の「生きた教材」として活用されるよう、充実を図ります。
  - ・ 栄養バランスのとれた食事の見本となるよう、献立内容を充実します。
  - ・ 行事食や郷土料理等を取り入れ、地域の伝統的な食文化を継承します。
  - ・ 地場産物を活用するとともに、生産者との交流や生産地の訪問等を通じ、食料の生産や地域の自然、産業等への理解を深めます。

## (2) 市町村

- 妊産婦の時期から栄養バランスのとれた食生活が実践できるよう、栄養・食生活に関する講座や相談指導を行います。
- 乳幼児が発達段階に応じた離乳食やバランスの良い食事を取り、規則正しい食生活ができるよう、乳幼児健診や離乳食教室等において、栄養・食生活の相談指導を行い、保護者を支援します。
- 食育講座や子育てセミナー等を開催し、子どもの食生活の大切さを子育て中の保護者等に伝えます。
- 乳幼児期～幼児期～学童期～思春期～青年期の食育が間断なく行われるよう、関係機関の連携を密にします。

### (3) 関係機関・団体、食育ボランティア団体、NPO、子育てサークル等

- 子どもや保護者を対象とした料理教室等、望ましい食生活を学びながら、楽しい体験ができる機会を提供します。
- 地域の農家やボランティアの協力により、子どもたちが野菜づくり等の農業体験ができる機会を提供します。
- 保育所や幼稚園、学校等の給食に地場産物の活用が進むよう、地域の農業関係者は給食関係職員との話し合いの場に積極的に参加し、地場産物の提供に協力します。

#### 長野県の実践

- 保育専門相談員（管理栄養士）による保育所の訪問を行います。
- 子どもの食育に携わる専門家の資質向上を図るため、保育所給食担当者研修会を開催します。
- 学校における食育推進の中核となる栄養教諭の配置を拡充します。
- 「『朝ごはんを食べよう、いっしょに食べよう』食育キャンペーン」を学校・関係機関等と連携して実施し、子どもがつくる朝食コンクールの開催や先進的食育実践例の紹介、広報活動等を展開します。
- 食育に関わる全ての教職員が、共通理解のもとに食に関する指導ができるよう、関係者の研修会等を開催します。
- 子どもの食に関する課題を把握し、実態に合った効果的な食育が推進できるよう、児童生徒の食に関する実態調査を継続的に実施し、食育推進のための基礎資料を提供します。

#### 指標・目標の一覧

##### 目指すべき姿

指 標	現 状	目標(H29)	備考（出典等）
毎日朝食を食べる児童生徒の割合	〈H24〉 小6 91.2% 中3 85.1%	小6 93% 中3 87%	全国学力・学習状況調査
共食が楽しいと思う児童・生徒の割合	今後調査	増加	児童生徒の食に関する実態調査

##### 県民自らの実践

指 標	現 状	目標(H29)	備考（出典等）
ひとり又は子どもだけで朝食を食べる児童・生徒の割合	〈H22〉 小5 24.8% 中2 40.3%	小5 22% 中2 37%	児童生徒の食に関する実態調査
バランスの良い朝食を食べている児童・生徒の割合	〈H22〉 小5 43.5% 中2 44.2%	小5 50% 中2 50%	児童生徒の食に関する実態調査

### 関係機関・団体の取組

指 標	現 状	目標(H29)	備考（出典等）
学校給食での県産農産物利用率	〈H23〉 42.3%	45%	農政部、教育委員会調べ

### 長野県の取組

指 標	現 状	目標(H29)	備考（出典等）
公立小・中・特別支援学校への栄養教諭の配置数	〈H24〉 63名	120名以上	教育委員会
保育所給食担当者研修会の開催数	〈H24〉 10回	10回	健康福祉部調べ

## 第3節 健康づくりと食育

県民一人ひとりが健康で長生きできる健康長寿県を実現するためには、子どもの頃から望ましい栄養・食生活を身につけるなど、生涯を通じた健康づくりの基盤としての食育が重要です。

しかし、不適切な食習慣などによる肥満や高血圧症等の生活習慣病が増加しており、バランスのとれた食生活の実践や健全な口腔機能の維持が不可欠となっています。

このため、子どもはもとより、成人期・高齢期まで全年齢層へ食育に関する普及啓発活動を進めるとともに、県民一人ひとりが生活習慣病の予防と改善につながる望ましい栄養・食生活を身につけるよう、県、市町村、関係機関・団体等の幅広い連携と協力による取組を実施し、健康長寿を実現する食育を推進していきます。

### 目指すべき姿

- 肥満（BMI25 以上）ややせ（BMI18.5 未満）の者が減少し、適正体重を維持する者が増加します。
- 低栄養（BMI20 以下）の高齢者（65 歳以上）をが減少します。
- メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）が強く疑われる者・予備群の者の割合が減少します。
- 成人の高血圧者・正常高値血圧の者の割合が減少します。
- 生活習慣病や肥満、低栄養を予防するために、主食・主菜・副菜をそろえ、栄養バランスのとれた食事をする人が増加します。
- 口腔の状態に満足している人が増加します。

### 県民自らの取組として望まれること

- 塩やみそ、しょうゆなどの量だけでなく、合わせだれのような複合調味料の量にも気を付けて、薄味を心がけ、食塩摂取量を減らします。
- みそ汁などの汁ものは野菜などの具をたっぷり入れて作ります。
- 外食でも「野菜たっぷり」の食事を選ぶ等、積極的に野菜を食べます。
- 果物を食べていない人は食べるようにします。
- 朝食を食べます。
- 適切なエネルギーや食塩を摂取するために、食事バランスガイドや栄養成分表示を利用します。
- 自分の健康状態を知るため、毎年、健康診査を受けます。
- 健康診査の結果に基づき、必要な保健指導や医療機関の診療を受けます。
- 自分の血圧値を知り、生活習慣の改善や受診につなげます。
- 歯や口腔の健康づくりに関する正しい知識をもちます。
- しっかり噛（か）んで食べます。

## 関係機関・団体の取組として望まれること

### (1) 市町村

- 「野菜たっぷり」や「減塩」等のレシピを普及啓発します。
- 共食や朝食喫食に関する普及啓発を行います。
- 生活習慣病予防のための健康教室を開催します。
- 介護予防のための介護予防教室を開催します。
- 歯科保健に関する普及啓発や健康教育を実施します。

### (2) 関係機関・団体

- 食に関する情報の提供や相談を行うため、地域で栄養相談室を開催します。
- 県民が身体の状態を正しく理解し、生活習慣病予防や介護予防等ができるよう支援します。
- 県民が気軽に血圧や体重を計測できるような機会を増やすとともに、健診や受診の機会を活用して県民に血圧値や血圧コントロールの重要性を伝えます。
- 歯科保健に関する普及啓発や健康教育を充実します。

### (3) 飲食店・食品製造者

- 「野菜たっぷり」や「減塩」、「ごはんの適量の選択（小盛りの選択等）」等の健康づくりメニューを提供します。
- 食事バランスガイドや栄養成分表示を行い、県民の適正な食事量の選択を支援します。
- 製品に含まれる食塩の量をできるだけ減らすよう取り組みます。

## 長野県の取組

- 県民が食事バランスガイドや栄養成分表示を活用できるよう、普及啓発を行います。
- 市町村や関係機関・団体等と連携し、「減塩」と「野菜摂取量の増加」を目標とする「健康長寿ながの県民減塩運動～今より1g塩を減らそう運動～」に取り組みます。
- 県民が適正な食事量を選択する食環境を整えるため、「野菜たっぷり」や「減塩」、「ごはんの適量の選択（小盛りの選択等）」等の健康づくりメニューの提供をする飲食店等を登録し、県民に情報提供します。
- 飲食店等に対して、食事バランスガイドの活用方法や栄養成分表示方法等に関する相談・支援を行います。
- 食に関する情報の提供・共有を行うため、市町村管理栄養士や給食施設等の従事者及び企業や関係機関・団体等を対象に会議や研修会を開催します。
- 適切な栄養管理を行えるよう、特定給食施設等への研修会、巡回指導を実施します。
- 特定健康診査・特定保健指導の従事者に対する研修会を開催します。
- 特定健康診査・特定保健指導、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）予防に関する普及啓発を行います。
- 歯科保健に関し、普及啓発に努めるとともに、関係機関等との連携体制の構築を進めます。

- 食生活改善や介護予防事業の先進事例・好事例等を収集し、市町村や関係機関・団体に情報提供を行います。

## 指標・目標の一覧

### 目指すべき姿

指 標	現 状	目 標 (H29)	備 考 (出典等)
肥満者 (BMI25 以上) の割合	<H22>		県民健康・栄養調査
20～69 歳男性	28.9%	22%	
40～69 歳女性	15.1%	11%	
やせ (BMI18.5 未満) の割合	<H22>		県民健康・栄養調査
20～39 歳女性	25.6%	23%	
低栄養傾向 (BMI20 以下) の高齢者の割合	<H22>		県民健康・栄養調査
65 歳以上男性	13.9%	現状維持	
65 歳以上女性	16.5%		
しっかり噛 (か) んで食べられる者の割合	今後調査	増加	長野県歯科保健実態調査
介護予防事業 (二次予防事業) 対象者の割合 栄養改善	<H22> 1.2%	0.9%	介護二次予防事業対象者把握事業
メタボリックシンドロームが強く疑われる者・予備群の割合 (40～74 歳)	<H22>		県民健康・栄養調査
男性	52.7%	40%	
女性	14.2%	10%	
高血圧者・正常高値血圧の者の割合 (40～74 歳)	<H22>		県民健康・栄養調査
男性	73.2%	55%	
女性	45.8%	35%	

### 県民自らの取組

指 標	現 状	目 標 (H29)	備 考 (出典等)
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が 1 日 2 回以上の日がほぼ毎日の者の割合	今後調査	増加	県民健康・栄養調査
成人 1 人 1 日当たりの食塩摂取量	<H22> 11.5g	9g	県民健康・栄養調査
野菜摂取量 (1 人 1 日当たり)	<H22>		県民健康・栄養調査
成人	320g	350g	
参考 20～49 歳	293g		
成人 1 人 1 日当たりの果物摂取量が 100g 未満の者の割合	<H22>		県民健康・栄養調査
男性	61.5%	45%	
女性	44.3%	35%	

指 標	現 状	目 標 (H29)	備考 (出典等)
食事バランスガイド等の利用率 成人	<H22> 35.7%	60%	県民健康・栄養調査
栄養成分表示がされた食品の利用者の割合 15歳以上	<H22> 39.6%	60%	県民健康・栄養調査
栄養成分表示を食事の適量を判断するために利用している者の割合 15歳以上	<H22> 22.5%	60%	県民健康・栄養調査
朝食欠食率 20歳代男性 20歳代女性 30歳代男性 30歳代女性	<H22> 20.3% 14.6% 16.3% 7.0%	10% (30歳代女性は増加させない)	県民健康・栄養調査
日頃よく噛(か)むこと意識している人の割合	<H22> 26.5%	増加	長野県県民歯科保健実態調査

#### 関係機関・団体の取組

指 標	現 状	目 標 (H29)	備考 (出典等)
食事バランスガイドや栄養成分などの表示をする飲食店の割合	<H24> 5.3%	5.4%以上	健康長寿課調べ
食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業及び飲食店の増加 食品企業 飲食店	<H24> 0社 88店舗	10社 700店舗	企業：厚生労働省 (Smart LifeProject) 飲食店：県、長野市計
利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施している特定給食施設の割合	<H23> 63.8%	72%	特定給食施設等 栄養管理報告
噛(か)むことを意識した健康教育の実施市町村数	<H22> 58市町村	増加	健康福祉部調べ
介護予防事業二次予防事業の栄養改善に取り組む市町村数 通所型(栄養改善単独) 訪問型(栄養改善(配食支援以外))	<H22> 12市町村 11市町村	77市町村	介護二次予防事業(地域支援事業)の実施状況に関する調査

## 長野県の取組

指標	現状	目標 (H29)	備考 (出典等)
健康づくりメニューの提供飲食店増加のための研修会の開催	(新規)	実施	健康福祉部調べ
市町村管理栄養士等への研修会の開催	〈H23〉 10 保健福祉 事務所 62回 1,000人	現状維持	健康福祉部調べ
特定給食施設等への研修会の開催  特定給食施設等への巡回指導回数	〈H23〉 10 保健福祉 事務所 46回 2,336人 679件	現状維持	健康福祉部調べ
食品衛生責任者補習講習会等で食事バランスガイドや栄養成分表示等について情報提供	〈H23〉 23回 2,909人	現状維持	健康福祉部調べ
健康長寿ながの 県民減塩運動～今より1g塩を減らそう運動～	(新規)	実施	健康福祉部調べ
介護予防事業の先進事例・好事例等の情報提供	年1回	年1回	健康福祉部調べ

## 第4節 信州の食の理解と継承

「食」は命の源であり、私たちの生活に欠かせないものです。その一方で、私たちは、日常生活において食料が豊富に存在することを当たり前のように受け止め、食べ残しや食品の廃棄を大量に発生させており、世界に通じる「もったいない」という精神が薄れがちになっています。

また、産業構造の変化や食の外部化等が進んでいく中で、食料生産の場面に直接触れることができる機会が減少し、限られた土地や水資源といった自然の恩恵の上に食料生産が成り立っていること、食という行為は動植物の命を受け継ぐことであること、そして、食生活は生産者をはじめ多くの人々の苦労や努力に支えられていることを実感しにくくなっています。

このため、食品の安全性に関する情報発信のほか、地産地消や様々な体験活動等を通じて、県民の食に関する感謝の心や理解の向上と食文化の継承のための食育を推進します。

### 目指すべき姿

- 自然豊かな信州で生産される信州農畜産物への関心と理解が深まり、県民が様々な立場から地産地消に取り組んでいます。
- 日々の食生活は、自然の恩恵の上に成り立ち、生産者を始めとして多くの人々の苦労や努力によって支えられていることが実感され、食に関する感謝の念と理解が深まっています。
- 食品の安全性の確保は、科学的根拠に基づき行われ、県民が食品に関して信頼できる情報に基づいて適切な判断を行い、健全な食生活に活かすことができています。
- 日々の生活や生産活動の中で、「もったいない」の気持ちを県民一人ひとりが持ち、発生抑制を最優先に、資源の循環利用や再資源化が社会全体に浸透しています。
- 本県の風土に生まれ、先人により培われた伝統ある食文化や食習慣が県民に継承されています。

### 県民自らの取組として望まれること

- 自然豊かな信州で生産される信州農畜産物を積極的に購入するとともに、自らがその魅力を県内外の皆さんに発信します。
- 農家や食育ボランティア等の地域住民が食の先生となり、農業体験や地域特有の郷土料理づくりなどを通じて、農業や信州の伝統的食文化、歴史、作法といった学びの充実に取り組めます。
- 食品に関する正しい知識の習得を通して、食の安全性や表示についての理解を深め、適切な判断による食品選択に努めます。
- 買い過ぎ、作り過ぎ、頼みすぎをなくすなど、「もったいない」の考え方に即した意識・行動による食品廃棄物の発生抑制に努めます。
- 伝統料理や郷土食を伝統行事等と結びつけながら、家庭を中心として次代を担う子どもたちに食文化を伝えます。

## 関係機関・団体の取組として望まれること

- マーケットニーズに対応した地場産物の生産に取り組みます。
- 自然豊かな環境で生産された安全で良質な信州農畜産物の積極的な生産・販売・活用に取り組みます。
- 旅館・ホテル・飲食店の他、学校給食等において、信州農畜産物を用いたメニューの考案・活用に努めます。
- 都市住民が自然や食文化とふれあう機会の拡大を図るため、消費者ニーズに合ったグリーン・ツーリズム※情報誌の作成に努めます。
- 食への関心を高め、農業・農村の役割、地域の食文化、命と健康の尊さなど食に対する感謝の心を深めるために、家庭における食事や学校給食、農業体験等を通じて行う食農教育の充実に努めます。
- 食品関連企業においては、消費者の皆様へ食品への適正な表示及び正確な情報提供を行うよう努めます。
- 小売業者や外食産業においては、食品廃棄物をなるべく出さない方法、宴会やパーティー等で消費者にあった量を提供するなど食べ残しが出ない取組に努めます。
- 食生活改善推進員や農村女性団体等において、伝統食や郷土食の料理体験教室等の開催を通じて、食文化の伝承に努めます。
- 学校給食や保育所給食等の集団給食において郷土食や伝統食を提供し、地域の食や文化、歴史などの理解を深め、郷土への愛着が持てる取組を実践します。

## 長野県の取組

- 「おいしい信州ふード（風土）」の積極的な展開により、自然豊かな環境で生産される安全で良質な信州農畜産物の情報発信を行います。
- 「おいしい信州ふード（風土）大使」と連携し、児童・生徒の調理実習体験など学校における地産地消をはじめとする食育の推進を図ります。
- 生産者と消費者との顔が見える農産物直売所の拡大・支援に取り組みます。
- 児童生徒の年間を通じた農業体験や農作業の楽しさを学ぶ学習活動を推進します。
- 食に関する感謝の心や理解を深めるために、子どもたちの農業体験を行う団体の活動を支援します。
- 自然や食文化とのふれあいを通じ、食への感謝の心を育むため、グリーン・ツーリズムに関する情報発信の強化や新たな旅行商品の開発を推進します。
- 食品衛生法に基づく長野県食品衛生監視指導計画を策定し、食品事業所への立入検査、流通食品等の食品検査等を実施し、食品の安全性の確保を図ります。

### ※グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山村地域において、自然、文化、農林業とのふれ合いや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。産直等農産物の販売から、ふるさと祭り等のイベント、市民農園、田植え・稲刈り作業等への参加による農業・農村体験まで、広く都市農村交流一般をさす用語としても使われている。

- 食中毒等の健康被害や違反食品の発生状況を分析し、監視指導を行い、再発防止を図ります。
- 食品の安全性の確保に関する的確な情報を提供し、県民、食品関連事業者等との意見交換（リスクコミュニケーション※1）を行います。
- 生産者や小売業者等に対して、関係機関と連携し、JAS法※2などに基づく適正な食品表示の徹底を図ります。
- 県民の食に関する感謝の念を深めて、生ごみを減らす行動を推進します。
- 農産物の安全性を確保するため、多くの生産組織がGAP（農業生産工程管理）に取り組めるよう支援します。
- 環境にやさしい農業への取組を支援するとともに、消費者の環境にやさしい農産物に対する理解を促進します。
- 外食産業において小盛りにする等、消費者にあった食事量の提供などによる食べ残しを減らすための取組を推進し、廃棄物の発生抑制に向けた意識の向上を図ります。
- 信州の伝統野菜の認定や調理への活用など、食文化の継承のための活動への支援を行います。
- 地域食材を活用した味のコンクールを開催します。

## 指標・目標の一覧

### 目指すべき姿

指 標	現 状	目 標	備 考
食文化や地域の産物を使い、時には新しい料理を作っている県民の割合	〈H23〉 53.9%	60%	県政モニター調査
食べ物を残すことをもったいないことだと思える児童生徒の割合	〈H22〉 小5 81.9% 中2 74.2%	85% 80%	児童生徒の食に関する実態調査
作ることができる郷土料理や伝統食が1種類以上ある県民の割合	〈H22〉 50%	70%	県民健康・栄養調査

### 県民自らの取組

指 標	現 状	目 標	備 考
「おいしい信州ふーど（風土）」の認知度	〈H24〉 県内：24.3% 県外：－	県内：75% 県外：25%	県政モニター調査
1人1日あたり一般廃棄物排出量	〈H22〉 862g/人・日	800g/人・日	一般廃棄物実態調査
作ることができる郷土料理や伝統食が1種類以上ある県民の割合	〈H22〉 50%	70%	県民健康・栄養調査

#### ※1 リスクコミュニケーション

食品の安全性に関する情報の提供や消費者、生産者、事業者の意見表明の場の設定等により、食品の安全性に関する正確な情報を関係者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。

#### ※2 JAS法

正式名称「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」。この法律により、一般消費者向けに販売される全ての飲食物品に、名称や原産地などの品質表示が義務づけられている。

## 関係機関・団体の取組

指 標	現 状	目 標	備 考
生産者GAPに取り組むJA生産部会・ 農産物直売所の割合	〈H23〉 13%	39%	農政部調べ
農家レストラン <sup>※1</sup> 数	〈H22〉 79 店	85 店	農林業センサス
市民農園数	〈H23〉 308 箇所	350 箇所	市民農園開設状 況調査
学校給食での県産農産物利用率	〈H23〉 42.3%	45%	農政部、教育委 員会調べ
グリーン・ツーリズム情報誌の発行	〈H23〉 20,000 部/年	20,000 部/年	農政部調べ
食べ残しを減らそう協力店登録数	〈H23〉 252 店舗	300 店舗	環境部調べ

## 長野県の取組

指 標	現 状	目 標	備 考
地産地消シンポジウムの開催	〈H23〉 1 回/年	1 回/年	農政部調べ
農産物直売所数	〈H22〉 814 店	840 店	農政部調べ
地域の方を講師として活用している小学 校の割合（稲作り）	〈H24〉 81.6%	現状維持	学校経営概要
地域における農業体験実施団体への支援	〈H23〉 延べ 17 団体	延べ 50 団体	農政部調べ
都市農村交流人口 <sup>※2</sup>	〈H23〉 549,210 人	600,000 人	農政部調べ
長野県食品衛生監視指導計画に基づく食 品事業所への立入検査等の実施	毎年度計画を策 定し、実施	継続	健康福祉部調べ
小売店等への食品表示調査件数	〈H23〉 713 件	720 件	農政部調べ
生産者GAPに取り組むJA生産部会・ 農産物直売所の割合	〈H23〉 13%	39%	農政部調べ

### ※1 農家レストラン

自家栽培の野菜や地域の食材を活かして、自ら調理をし、農村ならではの料理を提供する農業者が経営するレストラン。

### ※2 都市農村交流人口

都市農村交流施設の利用者数や市町村・地域で実施されたイベント等の都市農村交流活動に参加した人数。

指 標	現 状	目 標	備 考
信州の環境にやさしい農作物認証面積	〈H23〉 1,594ha	2,200ha	農政部調べ
食べ残しを減らそう協力店登録数（再掲）	〈H23〉 252 店舗	300 店舗	環境部調べ
信州伝統野菜※の認定・支援事業の実施	〈H23〉 認定 28 回 料理発表 2 回	継続	農政部調べ
信州の味コンクールの開催	〈H23〉 50 作品	継続	農政部調べ

---

**※信州伝統野菜**

伝統野菜の保存と継承を目的として、信州の食文化を支える行事食・郷土食の素材として伝承されている野菜を認定する制度

## 第5章

「伝えよう、育てよう『信州の食』」  
（仮称）県民運動の展開

信州の食及びそれに関係している自然、産業（技）、文化、健康、歴史・伝統、活動、考え方を総称した言葉を設定し、それを長野県の食育推進の「合言葉」として用いて、県民及び県外者に普及・定着していく取組を進めます。

## ねらい

- 県民が信州の良さを食の観点から考え、それを自らの生活の中に取り入れる機運が醸成される。
- 県外者が信州の良さを食の観点から具体的にイメージでき、長野県に対する関心を引き起こすことができる。

## 合言葉の設定

### (1) 「合言葉」が表すものとして想定される内容

- ① 信州の自然に育まれた豊かな「農産物・食材」
- ② 信州の風土から生まれた「伝統食（郷土食や行事食など）」
- ③ 信州の健康長寿を支える「食生活」
- ④ 信州の人々が互いに支え合う「食のボランティア」
- ⑤ 信州の技から生まれた「食品加工」
- ⑥ 信州の歴史に根づく「食文化」
- ⑦ 信州の子どもを育てる「食習慣」
- ⑧ 信州の環境を守る「もったいないのこころ」
- ⑨ 信州の恵みに感謝する「いただきます・ごちそうさま」

- 「日本食（和食）」という言葉に明確な定義や基準はないが、それを聞くとある程度のイメージが湧いてくる、最近では海外でも日本食（和食）ブームが起きている。それと同じように「合言葉」を聞いただけで信州の食に関するいろいろなイメージが湧いてくるような言葉を設定する。
- 「合言葉」は、特定の料理や食材を指すのではなく、国内外において長野県の特徴（特長）となっている有形、無形のもの全体を指す。
- また、基準や範囲を決めるのではなく、「信州の食を良くしていこう」という趣旨に基づくものであれば、基本的には「合言葉」に入れることにする。

## (2)「合言葉」の決定

- 信州の食を育む県民会議及び地域連絡会議、県民大会、地域フォーラム等の機会を活用し、「合言葉」に合う言葉がどんなものか、どんな内容が含まれるか意見交換を行い、食育関係者の総意となる「合言葉」を決定する。
- これまでの信州の食をそのまま伝えるのではなく、現在の科学的知見や生活状況等を踏まえたものに進化させる必要があるため、「伝えよう、育てよう」という言い方にする。
- なお、県では食に関する言葉をいくつか設けているので、「合言葉」をこれらの言葉との関係についてわかりやすく整理する必要がある。

### 合言葉の使い方

- 長野県内で食育の推進に関しては、「合言葉」を使用し、食育活動を実施する。
- 「信州の食を良くしていこう」という趣旨に基づくものであれば、基本的には「合言葉」を使って良いことにする。



# 参考資料

- 1 指標目標の一覧
- 2 長野県食育推進計画（第1次）達成目標の進捗状
- 3 用語の解説（50音順）
- 4 食育基本法
- 5 第2次食育推進基本計画
- 6 信州の食を育む県民会議設置要綱
- 7 長野県食育推進計画策定評価委員会設置要綱
- 8 長野県食育推進計画策定評価委員会委員名簿
- 9 長野県食育推進計画（第2次）策定経過
- 10 食育推進担当窓口

# 1 指標・目標の一覧

## 目指すべき姿

### 【信州の食を育む環境づくり】

指 標	現 状	目標(H29)	備考(出典等)
食育に関心がある県民の割合	〈H22〉 51.5%	65%以上	県民健康・栄養調査

### 【未来を担う子どもの食育】

指 標	現 状	目標(H29)	備考(出典等)
毎日朝食を食べる児童生徒の割合	〈H24〉 小6 91.2% 中3 85.1%	小6 93% 中3 87%	全国学力・学習状況調査
共食が楽しいと思う児童生徒の割合	今後調査	増加	児童生徒の食に関する実態調査

### 【健康づくりと食育】

指 標	現 状	目標(H29)	備考(出典等)
肥満者(BMI25以上)の割合 20～69歳男性 40～69歳女性	〈H22〉 28.9% 15.1%	22% 11%	県民健康・栄養調査
やせ(BMI18.5未満)の割合 20～39歳女性	〈H22〉 25.6%	23%	県民健康・栄養調査
低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者の割合 65歳以上男性 65歳以上女性	〈H22〉 13.9% 16.5%	現状維持	県民健康・栄養調査
しっかり噛(か)んで食べられる者の割合	今後調査	増加	長野県歯科保健実態調査
介護予防事業(二次予防事業)対象者の割合 栄養改善	〈H22〉 1.2%	0.9%	介護二次予防事業対象者把握事業
メタボリックシンドロームが強く疑われる者・予備群の割合(40～74歳) 男性 女性	〈H22〉 52.7% 14.2%	40% 10%	県民健康・栄養調査
高血圧者・正常高値血圧の者の割合 (40～74歳) 男性 女性	〈H22〉 73.2% 45.8%	55% 35%	県民健康・栄養調査

### 【信州の食の理解と継承】

指 標	現 状	目 標	備 考
食文化や地域の産物を使い、時には新しい料理を作っている県民の割合	〈H23〉 53.9%	60%	県政モニター調査
食べ物を残すことをもったいないことだと思う児童生徒の割合	〈H22〉 小5 81.9% 中2 74.2%	85% 80%	児童生徒の食に関する実態調査
作ることができる郷土料理や伝統食が1種類以上ある県民の割合	〈H22〉 50%	70%	県民健康・栄養調査

## 県民自らの取組

### 【信州の食を育む環境づくり】

指 標	現 状	目標(H29)	備考（出典等）
食育ボランティア数	〈H23〉 17,338人	20,000人	内閣府調査
家族や友人等2人以上での食事、楽しい食事をする者の割合(15歳以上)	〈H22〉	80%	県民健康・栄養調査
朝食	61.2%		
夕食	74.6%		

### 【未来を担う子どもの食育】

指 標	現 状	目標(H29)	備考（出典等）
ひとり又は子どもだけで朝食を食べる児童生徒の割合	〈H22〉 小5 24.8% 中2 40.3%	小5 22% 中2 37%	児童生徒の食に関する実態調査
バランスの良い朝食を食べている児童生徒の割合	〈H22〉 小5 43.5% 中2 44.2%	小5 50% 中2 50%	児童生徒の食に関する実態調査

### 【健康づくりと食育】

指 標	現 状	目標（H29）	備考（出典等）
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合	H25 調査予定	増加	
成人1人1日当たりの食塩摂取量	〈H22〉 11.5g	9g	県民健康・栄養調査
野菜摂取量(1人1日当たり) 成人 参考 20～49歳	〈H22〉 320g 293g	350g	県民健康・栄養調査
成人1人1日当たりの果物摂取量が100g未満の者の割合 男性 女性	〈H22〉 61.5% 44.3%	45% 35%	県民健康・栄養調査
食事バランスガイド等の利用率 成人	〈H22〉 35.7%	60%	県民健康・栄養調査
栄養成分表示がされた食品の利用者の割合 15歳以上	〈H22〉 39.6%	60%	県民健康・栄養調査
栄養成分表示を食事の適量を判断するために利用している者の割合 15歳以上	〈H22〉 22.5%	60%	県民健康・栄養調査
朝食欠食率 20歳代男性 20歳代女性 30歳代男性 30歳代女性	〈H22〉 20.3% 14.6% 16.3% 7.0%	10% (30歳代女性は増加させない)	県民健康・栄養調査
日頃よく噛（か）むこと意識している人の割合	〈H22〉 26.5%	増加	長野県歯科保健実態調査

### 【信州の食の理解と継承】

指 標	現 状	目 標	備 考
「おいしい信州ふーど（風土）」の認知度	〈H24〉 県内：24.3% 県外：－	県内：75% 県外：25%	県政モニター調査
1人1日あたり一般廃棄物排出量	〈H22〉 862g/人・日	800g/人・日	一般廃棄物実態調査
作ることができる郷土料理や伝統食が1種類以上ある県民の割合	〈H22〉 50%	70%	県民健康・栄養調査

## 関係機関・団体の取組

### 【信州の食を育む環境づくり】

指 標	現 状	目標(H29)	備考(出典等)
市町村食育推進計画の策定割合	〈H24 年度末〉 49 市町村 (63.6%)	100%	内閣府調査
計画的に食育を進めている保育所の割合	〈H24〉 100%	100%	県健康福祉部調べ
計画的に食育を進めている幼稚園の割合	〈H24〉 100%	100%	総務部、教育委員会調べ
計画的に食育を進めている小・中学校の割合	〈H24〉 100%	100%	学校経営概要
食生活改善推進協議会が組織されている市町村数	〈H24〉 64 市町村	維持	健康福祉部調べ

### 【未来を担う子どもの食育】

指 標	現 状	目標(H29)	備考(出典等)
学校給食での県産農産物利用率	〈H23〉 42.3%	45%	農政部、教育委員会調べ

### 【健康づくりと食育】

指 標	現 状	目標 (H29)	備考(出典等)
食事バランスガイドや栄養成分などの表示をする飲食店の割合	〈H24〉 5.3%	5.4%以上	健康福祉部調べ
食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業及び飲食店の増加 食品企業 飲食店	〈H24〉 0 社 88 店舗	10 社 700 店舗	企業：厚生労働省(Smart LifeProject) 飲食店：県、長野市計
利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施している特定給食施設の割合	〈H23〉 63.8%	72%	特定給食施設等栄養管理報告
噛(か)むことを意識した健康教育の実施市町村数	〈H22〉 58 市町村	増加	健康福祉部調べ
介護予防事業二次予防事業の栄養改善に取り組む市町村数 通所型(栄養改善単独) 訪問型(栄養改善(配食支援以外))	〈H22〉 12 市町村 11 市町村	77 市町村	介護二次予防事業(地域支援事業)の実施状況に関する調査

### 【信州の食の理解と継承】

指 標	現 状	目 標	備 考
生産者GAPに取り組むJA生産部会・農産物直売所の割合	〈H23〉 13%	39%	農政部調べ
農家レストラン数	〈H22〉 79 店	85 店	農林業センサス
市民農園数	〈H23〉 308 箇所	350 箇所	市民農園開設状況調査
学校給食での県産農産物利用率	〈H23〉 42.3%	45%	農政部、教育委員会調べ
グリーン・ツーリズム情報誌の発行	〈H23〉 20,000 部/年	20,000 部/年	農政部調べ
食べ残しを減らそう協力店登録数	〈H23〉 252 店舗	300 店舗	環境部調べ

## 長野県の取組

### 【信州の食を育む環境づくり】

指 標	現 状	目標(H29)	備考（出典等）
信州の食を育む県民会議の開催	〈H24〉 年2回	現状維持	健康福祉部調べ
信州の食を育む県民大会の開催	〈H24〉 年1回	現状維持	健康福祉部調べ
圏域ごとの地域連絡会議の開催	〈H24〉 10 圏域各年2回	現状維持	健康福祉部調べ
圏域ごとの地域フォーラムの開催	〈H24〉 10 圏域各1回	現状維持	健康福祉部調べ
「おいしい信州ふーど（風土）」 SHOP	〈H24〉 150店	800店	農政部調べ
食生活改善推進員養成講座の開催	〈H24〉 保健福祉事務所 各1コース	現状維持	健康福祉部調べ
食生活改善推進員リーダー研修会	〈H24〉 保健福祉事務所 各1コース	現状維持	健康福祉部調べ
農村生活マイスターの養成講座の開催	〈H24〉 年5回	継続	農政部調べ
県民健康・栄養調査、児童生徒の食に関する実態調査の実施	〈H24〉 概ね3年に一度 年1回	継続	健康福祉部等

### 【未来を担う子どもの食育】

指 標	現 状	目標(H29)	備考（出典等）
公立小・中・特別支援学校への栄養教諭の 配置数	〈H24〉 63名	120名以上	教育委員会
保育所給食担当者研修会の開催数	〈H24〉 10回	10回	健康福祉部調べ

### 【健康づくりと食育】

指 標	現 状	目標（H29）	備考（出典等）
健康づくりメニューの提供飲食店増加のため の研修会の開催	（新規）	実施	健康福祉部調べ
市町村管理栄養士等への研修会の開催	〈H23〉 10 保健福祉事務所 62回 1,000人	現状維持	健康福祉部調べ
特定給食施設等への研修会の開催 特定給食施設等への巡回指導回数	〈H23〉 10 保健福祉事務所 46回 2,336人 679件	現状維持	健康福祉部調べ
食品衛生責任者補習講習会等で食事バラン スガイドや栄養成分表示等について情報提 供	〈H23〉 23回 2,909人	現状維持	健康福祉部調べ
健康長寿ながの 県民減塩運動～今より1 g 塩を減らそう運動～	（新規）	実施	健康福祉部調べ
介護予防事業の先進事例・好事例等の情報 提供	年1回	年1回	健康福祉部調べ

【信州の食の理解と継承】

指 標	現 状	目 標	備 考
地産地消シンポジウムの開催	〈H23〉 1回／年	1回／年	農政部調べ
農産物直売所数	〈H22〉 814店	840店	農政部調べ
地域の方を講師として活用している小学校の割合（稲作り）	〈H24〉 81.6%	現状維持	学校経営概要
地域における農業体験実施団体への支援	〈H23〉 延べ17団体	延べ50団体	農政部調べ
都市農村交流人口	〈H23〉 549,210人	600,000人	農政部調べ
長野県食品衛生監視指導計画に基づく食品事業所への立入検査等の実施	毎年度計画を策定し、 実施	継続	健康福祉部調べ
小売店等への食品表示調査件数	〈H23〉 713件	720件	農政部調べ
生産者GAPに取り組むJA生産部会・農産物直売所の割合	〈H23〉 13%	39%	農政部調べ
信州の環境にやさしい農作物認証面積	〈H23〉 1,594ha	2,200ha	農政部調べ
食べ残しを減らそう協力店登録数（再掲）	〈H23〉 252店舗	300店舗	環境部調べ
信州伝統野菜の認定・支援事業の実施	〈H23〉 認定28回 料理発表2回	継続	農政部調べ
信州の味コンクールの開催	〈H23〉 50作品	継続	農政部調べ

## 2 長野県食育推進計画（第1次）達成目標の進捗状況

※1 H19 県民健康・栄養調査結果は、圏域ごとの標本数の偏りや、標本の年齢構成を県の実際の年齢構成に合わせる調整をしているため、既に食育推進計画や調査報告書に記載されている値とは異なる場合がある。

\*評価： ☆目標達成 ○改善 △変化なし ×悪化 —判定できず

基本目標	指標	ベースライン値	H20	H21	H22	H23	H24	評価	目標値(H24)
1 未来を担う子どもの食育	毎日朝食を食べる児童生徒の割合	(H18) 小6 85.5% 中3 82.6%	(H20) 小6 89.9% 中3 84.0%	(H21) 小6 90.5% 中3 85.1%	(H22) 小6 90.0% 中3 85.5%	(H23) 小6 91.5% 中3 86.7%	(H24) 小6 91.2% 中3 87.0%	☆ ○	各学年現状より5ポイント増加
	学校給食での県産農産物利用率(食材数ベース)	(H17) 32.7%	(H20) 35.1%	(H21) 38.8%	(H22) 38.8%	(H23) 42.3%	(H24) 42.8%	☆	40%
	計画的に食育を進めている保育所・幼稚園の割合	—	(H18) 保育所 79.4%	(H21) 保育所 91.8%	(H22) 保育所 100%	(H23) 保育所 100%	(H24) 保育所 100%	☆	100%
			(H20) 幼稚園 76.2%	幼稚園 93.1%	幼稚園 100%	幼稚園 100%	幼稚園 100%	☆	
計画的に食育を進めている小・中学校の割合	—	(H20) 小学校 52.1% 中学校 50.8%	(H21) 小学校 74.9% 中学校 64.6%	(H22) 小学校 82.8% 中学校 74.6%	(H23) 小学校 94.5% 中学校 92.0%	(H24) 小学校 100% 中学校 100%	☆ ☆	100%	
2 健康長寿を実現する食育	メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)を認知している県民の割合	(H19) 80.4%	—	—	—	—	—	—	90%
	メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合(40~74歳)	(H19) 男性 50.2%*1 女性 19.0%*1	—	—	—	(H22) 男性 52.7% 女性 14.2%	—	△ △	それぞれ10%以上減少(H20比)

基本目標	指 標	ベースライン値	H20	H21	H22	H23	H24	評価	目標値(H24)
2 健康長寿を実現する食育	食事バランスガイド等の利用率	(H19) 13.3% ※H19は「バランスガイド」利用率、県政世論調査 (H19) 34.4%*1	—	—	—	(H22) 35.7%	—	△	60%以上
	朝食欠食者の割合(20歳代～30歳代)	(H19) 20歳代男性 22.0%*1 20歳代女性 14.9%*1 30歳代男性 12.1%*1 30歳代女性 10.8%*1	—	—	—	(H22) 20歳代男性 20.3% 20歳代女性 14.6% 30歳代男性 16.3% 30歳代女性 7.0%	—	△ △ △ △	10%
	1人1日当たりの野菜摂取量(20歳以上性年齢調整値)	(H16) 337g	(H19) 366g (368g)	—	—	(H22) — (317g)	—	×	374gを維持
	20～40歳代の1人1日当たり野菜摂取量	(H19) 285g	—	—	—	(H22) 293g	—	△	350g以上
	1人1日当たりの食塩摂取量(20歳以上性年齢調整値)	(H16) 11.4g	(H19) 11.2g (11.7g)	—	—	(H22) — (11.4g)	—	△	10g未満
	家族や友人等2人以上での食事、楽しい食事をする人の割合<朝食・夕食>	(H19) 朝食 66.0%*1 夕食 77.7%*1	—	—	—	(H22) 朝食 61.2% 夕食 74.6%	—	× △	80%以上
3 信州の食の理解と継承	学校給食への県産食材供給組織数	(H17) 103	(H19) 145	(H20) 191	(H21) 235	(H22) 235	(H23) 245	☆	128
	都市農村交流人口	(H17) 514,000人	(H19) 531,161人	(H20) 539,577人	(H21) 545,287人	(H22) 546,544人	(H23) 549,210人	☆	540,000人

基本目標	指 標	ベース ライン値	H20	H21	H22	H23	H24	評価	目標値 (H24)
3 信州の食の理解と継承	教育ファームをはじめとした農業体験の取組がなされている市町村の割合	—	(H20) 100%	—	—	—	—	☆	100%
	食の安全・安心モニター数	(H19) 143名	(H20) 137名	—	(H22) 162名	(H23.12) 194名	(H24.12) 143名	○	200名
	信州伝統野菜認定数	(H17) 0品	(H20) 30品	(H21) 34品	(H22) 35品	(H23) 36品	(H24) 37品	☆	30品
4 信州の食を育む環境づくり	食育ボランティア数	(H18) 6,165人	(H20) 7,225人	(H21) 8,692人	(H22) 15,770人	(H23) 17,338人	—	☆	10,000人
	(再)計画的に食育を進めている保育所・幼稚園の割合	—	保育所 (H18) 79.4%	(H21) 保育所 91.8%	(H22) 保育所 100%	(H23) 保育所 100%	(H24) 保育所 100%	☆	100%
			幼稚園 (H20) 76.2%	幼稚園 93.1%	幼稚園 100%	幼稚園 100%	幼稚園 100%	☆	
	(再)計画的に食育を進めている小・中学校の割合	—	(H20) 小学校 52.1%	(H21) 小学校 74.9%	(H22) 小学校 82.8%	(H23) 小学校 94.5%	(H24) 小学校 100%	☆	100%
			中学校 50.8%	中学校 64.6%	中学校 74.6%	中学校 92.0%	中学校 100%	☆	
食育に関心を持っている県民の割合	(H19) 78.2% ※県政世論調査	—	—	—	(H22) 51.5% ※県民健康・栄養調査	—	—	—	90%
市町村食育推進計画の策定割合	(H18) 2.5%	(H20) 13.6%	(H21) 29.5%	(H22) 32.5%	(H23) 49.3%	(H24年度末) 63.6% (予定)	☆	50%以上	

◇ 達成状況、評価

基本目標	指標数	目標達成 ☆	改善 ○	変化なし △	悪化 ×	判定できず —
1 未来を担う子どもの食育	7	6	1			
2 健康長寿を実現する食育	13			10	2	1
3 信州の食の理解と継承	5	4	1			
4 信州の食を育む環境づくり	7	6	1			1
合 計	32	16 (50.0%)	3 (3.1%)	10 (31.2%)	2 (6.3%)	2 (6.3%)

### 3 用語の解説 ( 50音順 )

#### 【あ行】

##### ●栄養教諭

学校教育法(平成17年4月施行)で「児童の栄養の指導及び管理をつかさどる」と規定された教員で、学校給食の管理とそれを活用した食に関する指導を同時に行う。具体的な職務内容は、「食に関する指導の教職員間、家庭や地域との連携・調整」、「個別的な相談指導」、「教科等における指導」、「学校給食の管理」を行うこととされている。

#### 【か行】

##### ●家庭の日

県及び青少年育成県民会議では、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、「家庭そろって食事をともにし、団らんの機会を作る」よう呼びかけています。

##### ●環境にやさしい農業(農産物)

堆肥などによる土づくりを行い、化学肥料や化学合成農薬の使用を抑制することにより、環境への負荷を軽減した持続可能な農業(その生産方式により生産された農産物)

##### ●管理栄養士

栄養士の資格を持ち、栄養士として厚生労働省令で定める施設において栄養士養成施設の修業年限に応じて一定の実務経験を経た者で、栄養士法第5条の2に基づいて実施される管理栄養士国家試験に合格した者。

##### ●郷土料理や伝統食

南北に長い県土や四季の変化に富んだ自然環境のもと、県内各地にある地域の歴史や特色を活かした料理郷土食の例)おやき、ニラせんべい、やしょうま、笹ずし、おなっとう、ススキ漬け、五平餅など

##### ●GAP:(Good Agricultural Practiceの略)

食品安全や環境保全、労働安全を目的として、農業生産段階において①農作業の点検項目を決定し、②点検項目に従い農作業を行い、③記録を点検・評価して改善点を見出し、④次回の作付けに活用する、という一連の工程管理のこと。

##### ●グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山村地域において、自然、文化、農林業とのふれ合いや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。産直等農産物の販売から、ふるさと祭り等のイベント、市民農園、田植え・稲刈り作業等への参加による農業・農村体験まで、広く都市農村交流一般をさす用語としても使われている。

#### 【さ行】

##### ●JAS法

正式名称「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」。この法律により、一般消費者向けに販売される全ての飲食物品に、名称や原産地などの品質表示が義務づけられている。

##### ●信州伝統野菜

伝統野菜の保存と継承を目的として、信州の食文化を支える行事食・郷土食の素材として伝承されている野菜を認定する制度

##### ●食育の日

国の食育推進基本計画では、毎月19日を「食育の日」と定め、「少なくとも週1日は家族そろって楽しく食卓を囲むこと」を呼びかけています。

##### ●食に関する指導

平成19年3月文部科学省作成の「食に関する指導の手引き」において6つの目標が掲げられ、学校教育全体で食育の指導を行っていくことが期待されている。

##### ●「食」を営む力

平成16年2月厚生労働省作成の「食を通じた子どもの健全育成(一いわゆる食育の視点から一のあり方に関する報告書)」において「食を営む力」は授乳期から思春期までの発育・発達過程に応じて「心と身体の健康」「人との関り」「食のスキル」「食文化と環境」を育むことにより形成されるとされている。

##### ●食育ボランティア

食育の推進にあたって、地域に密着した活動を行うボランティア。食生活改善推進員や農村女性団体(農村女性ネットワークながの、長野県農村生活マイスター協会、JA長野県女性協議会等)の会員など、伝統的な食文化や郷土食の作り方、日本型食生活、地産地消など「食」に関する知識と経験を持ち、学校や地域での食育活動を、熱意を持って先進的に展開している方。

##### ●専門調理師

調理師の資格を持ち、一定の実務経験を経た者で、調理師法の第8条の3に基づいて実施される調理技術審査に合格した者。

#### 【た行】

##### ●都市農村交流人口

都市農村交流施設の利用者数や市町村・地域で実施されたイベント等の都市農村交流活動に参加した人数。

#### 【な行】

##### ●農家レストラン

自家栽培の野菜や地域の食材を活かして、自ら調理をし、農村ならではの料理を提供する農業者が経営するレストラン。

#### 【ら行】

##### ●リスクコミュニケーション

食品の安全性に関する情報の提供や消費者、生産者、事業者の意見表明の場の設定等により、食品の安全性に関する正確な情報を関係者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。

## 4 食育基本法

食育基本法(平成十七年法律第六十三号)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十五条)

第二章 食育推進基本計画等(第十六条—第十八条)

第三章 基本的施策(第十九条—第二十五条)

第四章 食育推進会議等(第二十六条—第三十三条)

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。

今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。

もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。

国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩(そう)身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾(はん)濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。

また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。

さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

(目的)

**第一条** この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

**第二条** 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

**第三条** 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

**第四条** 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

**第五条** 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

**第六条** 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

**第七条** 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

**第八条** 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

**第九条** 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第十条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

**第十一条** 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

**第十二条** 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

**第十三条** 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

**第十四条** 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

**第十五条** 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

**第十六条** 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

**第十七条** 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

**第十八条** 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

## 第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

**第十九条** 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

**第二十条** 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の瘦(そう)身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

**第二十一条** 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

**第二十二条** 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

**第二十三条** 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

**第二十四条** 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

**第二十五条** 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

#### **第四章 食育推進会議等**

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

**第二十六条** 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

**第二十七条** 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

**第二十八条** 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

**第二十九条** 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十八号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの(次号において「食育担当大臣」という。)

二 食育担当大臣以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

**第三十条** 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

**第三十一条** この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

**第三十二条** 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

**第三十三条** 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附則抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成二十一年六月五日法律第四九号)抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

理由

近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 5 第2次食育推進基本計画の概要

- 食育基本法(平成17年6月17日法律第63号)第16条に基づき、「食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」に、食育推進会議(総理(会長)、関係閣僚、民間有識者で構成)が作成
- 平成18年3月に最初の計画を策定(平成18年度から22年度まで)、今回は平成23年度から27年度までの5年間について定める。

### ○新しい計画のポイント(前計画との主な違い)

- (コンセプト)「周知」から「実践」へ
- 「第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針」に三つの「重点課題」掲げる。
  - ① 生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進
  - ② 生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
  - ③ 家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

### ○新しい計画の概要(下線部は新規部分)

#### 【第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針】

1. 重点課題 (1)生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進 (2)生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進 (3)家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進
2. 基本的な取組方針 (1)国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成 (2)食に関する感謝の念と理解 (3)食育推進運動の展開 (4)子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割 (5)食に関する体験活動と食育推進活動の実践 (6)我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献 (7)食品の安全性の確保等における食育の役割

#### 【第2 食育の推進の目標に関する事項】(目標値:平成27年度までの達成を目指すもの)

- (1)食育に関心を持っている国民の割合の増加 《現状値》70.5%⇒《目標値》90%以上
- (2)朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加《現状値》朝食＋夕食＝週平均9回⇒10回以上
- (3)朝食を欠食する国民の割合の減少 《現状値》子ども1.6%、20歳代～30歳代男性28.7%⇒《目標値》子ども0%、20歳代～30歳代男性15%以下
- (4)学校給食における地場産物を使用する割合の増加 《現状値》26.1%⇒《目標値》30%以上
- (5)栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加 《現状値》50.2%⇒60%以上
- (6)内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している 国民の割合の増加 《現状値》41.5%⇒《目標値》50%以上
- (7)よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加 《現状値》70.2%⇒80%以上
- (8)食育の推進に関わるボランティアの数の増加 《現状値》34.5万人⇒《目標値》37万人以上
- (9)農林漁業体験を経験した国民の割合の増加 《現状値》27%⇒《目標値》30%以上
- (10)食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加 《現状値》37.4%⇒90%以上
- (11)推進計画を作成・実施している市町村の割合の増加 《現状値》40%⇒100%

#### 【第3 食育の総合的な促進に関する事項】

1. 家庭における食育の推進 2. 学校、保育所等における食育の推進 3. 地域における食育の推進(「生活習慣病の予防及び改善につながる食育推進」、「歯科保健活動における食育推進」、「高齢者に対する食育推進」及び「男性に対する食育推進」の記述を追加)
4. 食育推進運動の展開 5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等(「農山漁村コミュニティの維持再生」の記述を追加)
6. 食文化の継承のための活動への支援等 7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進(「世代区分等に応じた国民の取組の提示(「食育ガイド」(仮称)の作成・公表)」の記述を追加)

#### 【第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項】

1. 多様な関係者の連携・協力の強化 2. 地方公共団体による推進計画の策定等とこれに基づく施策の促進(「都道府県及び市町村は、食育を推進する中核となる人材育成を検討」の記述を追加)
3. 世代区分等に応じた国民の取組の提示等積極的な情報提供と意見等の把握 4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用 5. 基本計画の見直し

## 6 信州の食を育む県民会議設置要綱

(目的)

第1 長野県食育推進計画に基づく本県における食育の施策に関し、幅広い機関・団体や県民の参画を得て、多面的、持続的な食育実践活動を展開するため、信州の食を育む県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

(定義)

第2 本要綱で「食育」とは、健康、教育、農業をはじめとする産業、伝統・文化等の視点を幅広く含む「食」の大切さを様々な経験を通じて認識し、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる豊かな人間を育むことをいう。

(所管事務)

第3 県民会議は、食育の推進に関する次の事項を協議する。

- (1) 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- (2) 食育の推進目標に関する事項
- (3) 子どもから高齢者までの健全な食生活の実現を図るための普及・啓発に関する事項
- (4) 地域の食文化の伝承、望ましい食習慣、食の安全、地産地消等食育に関する情報の提供・交換に関する事項
- (5) 食育の推進のための地域、関係機関・団体における取組及び連携に関する事項
- (6) その他食育の推進のために必要な事項

(組織)

第4 県民会議は、別表1の機関・団体及び有識者で構成する。

- 2 会長、副会長及び委員を置く。
- 3 会長は、知事を持って充てる。
- 4 副会長は、構成員の中から若干名置く。

(会議)

第5 会議は会長が招集し、主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ指名されたものがその職務を代理する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、県民会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第6 県民会議の運営を円滑に進めるため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の県庁食育関係課で構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、健康福祉部健康長寿課長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集し、主宰する。
- 5 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に幹事以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7 県民会議の事務局は健康福祉部健康長寿課に置き、農政部農業政策課、教育委員会保健厚生課との分担と連携により運営する。

(地域連絡会議)

第8 県民に身近なところで食育の関係機関・団体が、連携して食育に取り組むため、各圏域に次のとおり地域連絡会議を設置する。

- (1) 地域連絡会議は、県民会議構成員の所属する組織の支部の他、地域において食育推進に係る関係者で構成する。
- (2) 地域連絡会議は、保健福祉事務所長が招集し、主宰する。
- (3) 地域連絡会議では、県民会議の方針を踏まえ、地域の実践活動が活発化するための具体的な方策を検討する。
- (4) 地域連絡会議の事務局は、保健福祉事務所健康づくり支援課内に置き、地方事務所農政課、農業改良普及センター、教育事務所との分担と連携により運営する。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、連絡会儀の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年4月20日から施行する。

(別表1 信州の食を育む県民会議構成団体)

構成団体名			
医療・保健等 関係	(社)長野県医師会	流通消費者 関係	長野県スーパーマーケット連絡会
	(社)長野県歯科医師会		長野県生活協同組合連合会
	(公社)長野県栄養士会		長野県消費者の会連絡会
	(社)長野県調理師会		長野県食生活改善推進協議会
	(社)長野県食品衛生協会		
保育所・幼稚園・学校等関係	長野県小学校長会	農業関係	長野県農業会議
	長野県中学校長会		長野県農業協同組合中央会
	長野県高等学校長会		農村女性ネットワークながの
	長野県保育園連盟		長野県農村生活マイスター協会
	(社)長野県私立幼稚園協会		長野県農村文化協会
	長野県学校保健会栄養教諭・学校栄養職員部会	市町村	関東農政局長野地域センター
	長野県P T A連合会		長野県市長会
	(財)長野県学校給食会		長野県町村会
		県	長野県市町村教育委員会連絡協議会
			長野県教育委員会
		長野県	

(別表2 幹事会)

構成課・職名	
企画部 企画課長	商工労働部 産業政策課長
企画部 生活文化課 消費生活室長	農政部 農業政策課長
総務部 情報公開・私学課長	農政部 農業政策課 農産物マーケティング室長
健康福祉部 健康福祉政策課長	農政部 農業技術課長
健康福祉部 こども・家庭課長	農政部 農村振興課長
健康福祉部 健康長寿課長 (事務局)	林務部 信州の木振興課長
健康福祉部 食品・生活衛生課長	教育委員会事務局 教学指導課長
環境部 環境政策課長	教育委員会事務局 保健厚生課長

## 7 長野県食育推進計画策定評価委員会設置要綱

### (目的)

第1 県民が「食」を通じて生涯にわたって心身の健康の増進を図ると共に、豊かな人間性を育み、食育を県民運動として展開するための方向性や施策を明らかにした、長野県食育推進計画(以下「計画」という。)の評価及び新たな計画の策定を行うため、「長野県食育推進計画」策定評価委員会(以下「委員会」という。)の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

### (任務)

第2 会議は、次の事項を協議、検討するものとする。

- (1) 計画の評価に関すること。
- (2) 新たな計画の策定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

### (組織)

第3 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、食育の推進に係る団体、学識経験者、住民の代表及び行政関係者等から組織する。

### (任期)

第4 委員の任期は、平成25年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

### (会長)

第5 会議に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

### (事務局)

第7 会議の事務を処理するため、事務局を健康福祉部健康長寿課に置く。

### (補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### (附則)

この要綱は、平成24年6月13日から適用する。

## 8 長野県食育推進計画策定評価委員会委員名簿

区 分	氏 名	団 体 名
医療・保健等関係	岡田 啓治	(社)長野県医師会
	園原 規子	(公社)長野県栄養士会
	山越 信治	(社)長野県調理師会
	和田 啓子	(社)長野県食品衛生協会
保育所・幼稚園・ 学校等関係	山口 敏男	長野県小学校長会
	藤岡 陽子	長野県保育園連盟
	竹内 佳代子	長野県学校保健会栄養教諭・学校栄養職員部会
農業関係	浦野 邦衛	長野県農業協同組合中央会
	塚原 勝代	農村女性ネットワークながの
地域活動	六波羅 弘美	長野県食生活改善推進協議会
市町村	金子 由美子	中野市
有識者	廣田 直子	松本大学人間健康学部健康栄養学科
公募委員	宇原 宣雄	
	等々力憲一	

## 9 長野県食育推進計画(第2次)策定経過

### (1) 長野県食育推進計画策定評価委員会

開催日	主な会議内容
① 平成24年7月30日	一次計画の評価について、食育推進にあたっての課題について
② 平成24年11月21日	「長野県食育推進計画(第2次)」(素案)について
③ 平成25年2月19日	「長野県食育推進計画(第2次)」(計画案)について

### (2) パブリックコメントの実施(平成24年12月25日～平成25年1月25日)

意見等の提出数 30件

### (3) 部局長会議(平成25年3月26日)

「長野県食育推進計画」(第2次)を決定。

## 10 食育推進担当窓口

### ●信州の食を育む県民会議事務局

担当課名（県庁内）	電話・FAX	電子メール・ホームページアドレス
健康福祉部健康長寿課	TEL 026-235-7116 FAX 026-235-7170	Eメール kenko-choju@pref.nagano.lg.jp ホームページ <a href="http://www.pref.nagano.jp/eisei/hokenyob/kenzo/syokuiku/main.htm">http://www.pref.nagano.jp/eisei/hokenyob/kenzo/syokuiku/main.htm</a>
農政部農業政策課	TEL 026-235-7213 FAX 026-235-7393	Eメール nosei@pref.nagano.lg.jp ホームページ <a href="http://www.pref.nagano.jp/nousei/nousei/kashokai.htm">http://www.pref.nagano.lg.jp/nousei/nousei/kashokai.htm</a>
教育委員会保健厚生課	TEL 026-235-7444 FAX 026-234-5169	Eメール hokenko@pref.nagano.lg.jp ホームページ <a href="http://www.pref.nagano.lg.jp/kyouiku/hokenkou/kashokai.htm">http://www.pref.nagano.lg.jp/kyouiku/hokenkou/kashokai.htm</a>

### ●地域食育推進連絡会事務局

事務局	電話・FAX	電子メール
佐久保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 0267-63-3163 FAX 0267-63-3221	Eメール sakuho-kenko@pref.nagano.lg.jp
上田保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 0268-25-7148 FAX 0268-23-1973	Eメール uedaho-kenko@pref.nagano.lg.jp
諏訪保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 0266-57-2926 FAX 0266-57-2953	Eメール suwaho-kenko@pref.nagano.lg.jp
伊那保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 0265-76-6836 FAX 0265-76-7033	Eメール inaho-kenko@pref.nagano.lg.jp
飯田保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 0265-53-0443 FAX 0265-53-0469	Eメール iidaho-kenko@pref.nagano.lg.jp
木曾保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 0264-25-2232 FAX 0264-24-2276	Eメール kisocho-kenko@pref.nagano.lg.jp
松本保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 0263-40-1938 FAX 0263-47-9293	Eメール matsuhoh-kenko@pref.nagano.lg.jp
大町保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 0261-23-6526 FAX 0261-23-2266	Eメール omachiho-kenko@pref.nagano.lg.jp
長野保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 026-223-2131 FAX 026-223-7669	Eメール nagaho-kenko@pref.nagano.lg.jp
北信保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 0269-62-6311 FAX 0269-62-6036	Eメール hokuho-kenko@pref.nagano.lg.jp

### ●国の関係省庁窓口一覧

府省庁名等	電話・FAX	ホームページアドレス
関東農政局長野地域センター 消費・安全グループ	TEL 026-233-2991 FAX 026-235-1657	<a href="http://www.maff.go.jp/kanto/syo_an/seikatsu/hiroba.html">http://www.maff.go.jp/kanto/syo_an/seikatsu/hiroba.html</a>
内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付食育推進室	TEL 03-3581-1189	<a href="http://www8.cao.go.jp/syokuiku/index.html">http://www8.cao.go.jp/syokuiku/index.html</a>
内閣府 食品安全委員会事務局	TEL 03-6234-1166	<a href="http://www.fsc.go.jp/">http://www.fsc.go.jp/</a>
文部科学省 スポーツ・青少年局学校健康教育課	TEL 03-5253-4111(代表)	<a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/index.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/index.htm</a>
厚生労働省 健康局がん対策・健康増進課	TEL 03-5253-1111	<a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/eiyoubu04/index.html">http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/eiyoubu04/index.html</a>
農林水産省 消費・安全局消費者情報官付	TEL 03-3502-5723	<a href="http://www.maff.go.jp/j/shokuiku/index.html">http://www.maff.go.jp/j/shokuiku/index.html</a>

## 長野県食育推進計画（第2次）

平成 25 年 3 月発行

編集発行 長野県健康福祉部

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 6 9 2 - 2

健康長寿課

電話：026-235-7116

FAX：026-235-7170

E-mail：kenko-choju@pref.nagano.lg.jp